

論 説

矢内原忠雄「インド工業論」の形成過程

——戦前期日本における地域研究の方法について——

伊 澤 裕 二

1. はじめに
2. 「印度工業と植民政策」と参考文献の「引用」関係
 - 2-1. 「印度工業と植民政策」概要
 - 2-2. 具体的な「引用」関係
3. 「引用」した文献の性質とその「引用」方法
 - 3-1. 「引用」した文献の性質と評価
 - 3-2. 性質が異なる文献と矢内原の「引用」方法
4. おわりに

1. はじめに

矢内原忠雄は1893（明治26）年生まれ1961（昭和36）年没の、東京帝国大学経済学部教授の植民地・植民政策学者であり、内村鑑三の流れをくむ無教会派キリスト教徒である。その主著として、植民研究一般についての『植民及植民政策』1926（大正15）年、植民地事情・植民政策各論にあたる『帝国主義下の台湾』1929（昭和4）年・『満洲問題』1934（昭和9）年・『南洋群島の研究』1935（昭和10）年、そして『帝国主義下の印度』1937（昭和12）年が挙げられる。戦前・戦時期から日本の対外膨張を批判し、キリスト教的観点から平和を訴え続けていた矢内原は、そのことが原因となり、1937年に東京帝大教授を辞職するまでに追い込まれることになった。その後はキリスト教雑誌の出版など伝道活動に勤しんでいたが、戦後には東京大学経済学部教授として教壇に復帰し、南原繁の後を継いで二代目の東京大学総長となる。いわゆる東大ポポロ事件の際の総長であり、戦後においても自由を守るために矢内原は活動した。また、戦後において「植民政策」の講座を「国際経済論」と名称変更している¹⁾。彼の学問は多領域にまたがり、日本における「社会科学的な地域研究」の樹立者とも評されている²⁾。

筆者は以前、矢内原忠雄によるインド金融論での史料運用方法について研究を行った³⁾。その際にも述べたことだが、矢内原に関する研究は数多くなされてきたにもかかわらず⁴⁾、彼のインド論を対象とした研究は、管見の限りほとんど無い⁵⁾。しかし、矢内原忠雄によるインド研究は、戦時下において「インド研究の権威」として取り上げられ、戦後においては古典的作品として、日本の南アジア・地域研究へ一定の影響を与えている⁶⁾。つまり、彼による他の研究と比べて、後世に

与えた学問的・社会的な影響が、著しく劣っているというわけではない。

しかし、日本の植民地を扱ったものでないインド研究は、日本帝国主義と関わりあい薄いためか、矢内原研究の中では重要視されてこなかった。矢内原研究史について、岡崎滋樹は「自らの学問的関心・興味へと彼を引き入れ、ある意味で『都合の良い』解釈を加えて⁸⁾」いると自身の所感を述べている。この岡崎による指摘と矢内原のインド論に関する研究がなされてこなかった事実は、「日本帝国主義の批判者としての矢内原忠雄」像が追い求められてきた、ということを示しているだろう。

以上を踏まえた上で、本稿では、彼のインド研究論文を対象にしたテキストクリティークを行う。その際、矢内原が生前に使っていた文献・ノート類を収めた「矢内原忠雄文庫」内にある『研究ノート』を利用する。できあがった成果物である彼の論文だけでなく、研究途中に使用されたノートまで分析対象に入れ、彼の研究「過程」を含めた具体的な矢内原の「実像」を明らかにすることを目的とする。そうすることで、歴史的・社会的に大きな意義を持ち、戦後の南アジア地域研究に影響を与えた矢内原忠雄、さらに、日本の初期地域研究の存り方を明らかにすることにつながるだろう。

最後に、本稿では彼によるインド研究のなかでも、インド工業論について分析する。この工業論はインド民族運動にも言及した、経済・政治・社会と特に多領域にまたがるものになっている。そして、それこそが、矢内原の後世への影響の大きさであろう。

2. 「印度工業と植民政策」と参考文献の「引用」関係

2-1. 「印度工業と植民政策」概要

矢内原による研究の中で、インド工業について取り扱ったものは、1930（昭和5）年に『国家学会雑誌』に掲載された「印度工業と植民政策」である。

「印度工業と植民政策」の構成は次のようなものだ。

- 一、印度工業の発達（約20頁）
- 二、印度工業の特徴（約11頁）
- 三、印度工業と英国の政策（約4頁）
- 四、印度工業と国民運動（約6頁）

以上の4つの節から、矢内原忠雄のインド工業論はできている。

大まかな節の内容と文脈を、まず述べておこう。第1節はインド工業発達史であり、第2節ではそれを踏まえた上で、インド工業の特徴がどのようなものか述べられている。そして第3節は、かかるインド工業の状態について、イギリスによる統治にはいかなる責任があるかを判定する部分だ。最後の第4節ではインド民族運動をイギリスの「資本主義的植民政策」に対する「当然の抗議」であると⁹⁾し、それは経済的自主国家を目指した運動であると、結論付けた。

「印度工業と植民政策」の全文量は、41頁である。各節の頁数を比較すれば、インド工業の歴史の変遷と特徴を明らかにするための前半2節が、30頁と約75%を占め、その紙幅の多くが費やされている。

さて、先にも述べた通り、以前に筆者は矢内原忠雄によるインド金融論の形成過程について研究を行っている。ここでは、矢内原の論文・註として挙げられた文献・矢内原忠雄文庫¹⁰⁾にある『研究ノート：India [Paper Currency]』（以下、『研究ノート』¹¹⁾）、この3点を比較するという手段をとっていた。今回でも同様の手段を用いて、作業を行っている。

そうした作業の上で発覚した、矢内原の論文と註にある文献の大まかな対応関係を図として次頁にまとめておいた。この図に至るまでの過程をこれ以降で論じることになるが、ここでは以降の議論をわかりやすくイメージをつかみやすくするため、先にこの図を提示する次第である。

中央に位置する①～⑤の文献が、矢内原論文の内容と多くが一致する5冊の文献である。そして、右側が矢内原の論文「印度工業と植民政策」における各節の要点だ。各節・各時代の立幅はそれぞれの頁数の比率と大まかに揃えてある。各文献から出ている矢印は、文献の内容がどの要点に「引用」されているかを表わしており、太い矢印は矢内原論文の中において小括部分などに影響を与えるなど重要な役割を果たしているもの、実線は普通のもの、破線は数値の抜書きのみなど重要度の低い「引用」関係であることを示している。

各文献については

- ① L. ライ 『インドに対するイギリスの負債』¹³⁾ (1917年)
- ② L. C. A. ノールズ 『イギリス海外帝国の経済発展』¹⁴⁾ (1924年)
- ③ D. R. ガドギル 『近世におけるインドの産業発展』¹⁵⁾ (1924年)
- ④ P. P. ピライ 『インドの経済状態』¹⁶⁾ (1925年)
- ⑤ V. アンステイ 『インドの経済発展』¹⁷⁾ (1929年)

である。以降①～⑤の数字はとくに断りがない限り、これら5冊の文献を示している。

もう一つ、今回の論文における補助資料として本論文の最後に付した表1もここで紹介しよう。この表1は、矢内原の論文と参考文献内の文を対照するためのものである。左から矢内原論文・対応する参考文献の英文・筆者による訳、この3つが並べられており、同様の内容が書かれていることを確認するためのものだ。以降はこの表1を補助資料として利用していく。

2-2. 具体的な「引用」関係

では、ここからは1節ずつ順を追って、矢内原の論文・註の文献との「引用」関係を見ていこう。

・第1節、印度工業の発達

第1節は、②ノールズ文献にあるインド経済発展史の時代区分に対抗して、自身の植民史における発展段階論¹⁸⁾に照らし合わせながら、インド工業における政策の変遷・各産業の発達史を述べる部分だ。矢内原は、インド植民地経済の歴史的発展段階を a. 重商主義時代（東インド会社のインド侵入～1813年）、b. 自由主義時代（1813～1899年）、c. 帝国主義時代（1899年～）、この3つ¹⁹⁾に分けている。

まずは、この節で矢内原が述べていることを理解する為に、表2のように矢内原の主張をまとめておいた。

こういった論点を中心に、具体的な「引用」関係を検討していこう。

a. 重商主義時代（～1813年）

ここは矢内原論文において約2頁と、非常に短い。そして、20頁ある第1節の半分となる、6

図 参考文献と矢内原「インド工業論」との対応関係

年代	世界史上の出来事		参考文献との対応関係	「印度工業と植民政策」			
1914	第一次世界大戦勃発	戦時中の工業ブーム	①1917 L. Rai "England's Debts to India"	イギリスの商業的搾取（～18世紀末）	重商主義時代		
1915				インド手工業の発達（～18世紀末）			
1916				インド手工業品の輸出（18世紀半ば）			
1917	モンタギュー宣言			ランカシャーの利益に基いた関税政策等イギリス本位政策（1858～1896年）			
1918	第一次世界大戦終結 ウィルソンの民族自決宣言			工業品輸出国から原材料品輸出国へと変わるインド（1814～1834年）			
1919	ローラット法・インド統治法 第一次サティヤーグラハ運動	戦後不況	②1924 L. C. A. Knowls "The Economic development of the British Oversea Empire"	イギリスと関連する工業の成長（1820～20世紀初め）	自由主義時代		
1920				工業保護へと傾く政策方針（1880～1922年）			
1921	イギリスによるインドの関税自主権の承認			保護関税の実際の推移（1916～1927年）			
1922	第一次サティヤーグラハ運動停止 インド保護関税の実現			各産業における保護の実例			
1923	ネルーらによるスワラジ党の結成			インド工業における発達の緩慢（1914～1921年）			
1924				資本主義的企業の外来生（18世紀半ば～1926年）			
1925				③1924 D. R. Gadgil "The Industrial Evolution of India in recent time"			
1926				④1925 P. P. Pillai "Economic Conditions in India"			
1927	サイモン委員会ボイコットをインド全政党内閣で決議			⑤1929 V. Anstey "The Economic Development of India"		インド工業の後進性 資本・教育等、インドにおける各種の不備	帝國主義時代
1928	サイモン委員会ボイコット						
1929	世界恐慌						
1930	第二次サティヤーグラハ運動 サイモン委員会報告書（6月） 「印度工業と植民政策」(10月)	民族運動の激化		民族運動とインド工業発展政策の運動（1885年～）	第4節		

表2：「印度工業の発達」、各時代の特徴

	イギリスの政策	インド工業の状態	貿易構造
a. 重商主義時代 (～1813年)	商業的利益重視 (34-35頁)	手工業の発達 (34頁)	インド→イギリス：手工業品 (34頁) インド←イギリス：金銀地金 (34頁)
b. 自由主義時代 (1813～1899年)	関税などイギリス本位の政策 (37-39頁)	イギリス関連工業の成長 (39-43頁)	インド→イギリス：原材料品 (36-39頁) インド←イギリス：工業製品 (36-39頁)
c. 帝国主義時代 (1899年～)	保護関税など積極的な工業保護・育成 (44～52頁)	記述なし	記述なし

(出典)「印度工業と植民政策」34～52頁より筆者作成。

つの註が付されている。ここに挙げる「引用」関係に、ほぼ出典が論文内で明記されているというのも特徴だ。²⁰⁾

矢内原はこの時代を、次のように説明した。インドで商品を安く買ったとき、それを本国に持ち帰って高く売り捌くことで、莫大な利益を獲得する。この「印度手工業搾取」により利潤を獲得することが当時のイギリス、及びその「重商主義的植民政策の代表者」である東インド会社の目指すところであった。²¹⁾

転売が目的であるので、イギリスの政策はインド工業に無関心となる。その根拠として矢内原は次の4点を挙げた。東インド会社の「投資」制度²²⁾・インドでのイギリス人による土地獲得の禁止・外国貿易に関わるものだけ国内通過税を廃止・反例としての藍産業保護政策、この4点だ。

表1の1を見れば上記の4点の主張とほぼ同じ内容が、矢内原論文の註にある②・③・④文献に書かれていることがわかるだろう。また、インド手工業の繁栄・手工業品の輸出という2点がこの時代の特徴として取り上げられているが、²³⁾ここにも矢内原による註の通りに前者は③、後者は①が対応している(表1の2)。

そして、ここでの小括を矢内原は、インド手工業から「搾取」したことにより「英国資本主義はその本源的蓄積を成し遂げた」時期であるとした。その小括は①を参考にしたものであると思われる²⁴⁾(表1の3)。

この時代の記述については矢内原が註で示したように、①～④が出典だ。インドの富の上に成り立つイギリス資本主義という構図を矢内原は①から導き出し、各文献の記述からその根拠となる部分を「引用」という形になっている。

b. 自由主義時代 (1813年～1899年)

18世紀後半、産業革命がおこりイギリスで工場制機械工業が発達する。イギリスによる自由主義的な関税操作もあって、インドは宗主国工業製品の需要源、そして原材料の供給源へと変貌していった。これが、b. 自由主義時代における矢内原が挙げた特徴だ。²⁵⁾また、鉄道や大規模機械工業など、近代的経済を形成する新工業の基礎が建設されていく。しかし、その範囲は外国貿易、つまりイギリスと関係するものにとどまっていたとも述べている。²⁶⁾

この時代のイギリスによる政策として、矢内原は関税政策の変遷を挙げている。イギリス綿製品をインドへ輸出する為に、インド国産の綿製品に輸入税と同等の消費税を課するなど、「ランカシャー及び英国議会の強要」²⁷⁾が税制を動かしていたと、主張した。

かかるイギリス本位の関税操作について、矢内原はB. ナラン『インド経済問題資料集』

(1922年)²⁸⁾を出典元として挙げている。確かに、表1の5～9番を見れば、ナラン文献を参考にしている部分もあるが、具体的な税率の推移やランカシャーの利益を重視する部分は、①を参考にしているものだろう。³⁰⁾イギリスによる政策としてもう1つ、外国貿易偏重の鉄道政策を矢内原は挙げている。³¹⁾外港と輸出製品の生産地とを結ぶ路線ばかりが作られた、ということがその内容だ。表1の10にある通り、この指摘は③にある。

かかる関税・鉄道政策を受けて貿易構造は変化していき、インドは手工業製品の輸出国から、イギリス機械製綿製品の輸入国へと変わっていく。そのことを示すものとして、イギリス・インド間における綿布輸出入額の推移を表にして矢内原は載せた。³²⁾この表は、インド金融論で矢内原が参考文献として使用していたV. G. ケール『インド経済研究入門』(1922年)の228頁、もしくは①の135頁に同じものがある。また、具体的な輸出入品目は⑤からの「引用」であろう(表1の11)。³⁴⁾インドが原料輸出国へ変わっていくこと自体は、他の文献でも指摘されているが、³⁵⁾②から1833年という具体的な年代を、「引用」しているようだ。この関税政策・貿易構造の変化を、矢内原は一括りに「印度経済変化」の第一の特徴としている。³⁶⁾

続いて、インド工業の状態についての記述を見ていこう。既述の通り、この時代は「近代資本主義的企業が基礎を」据えられた時期ではあるが、その範囲は「数種類にとどまった」という。³⁷⁾

さて、それを述べるために、この時期の鉄道・綿・黄麻・製鉄・製革・炭坑・藍・コーヒー・茶、これらの9産業の工業発展史が約5頁に渡ってとり上げられている。³⁸⁾半頁ほどの綿工業についての記述は、矢内原が註を付し③・④を出典として挙げているが、残りの産業発達史には註が付されていない。しかし、その内容に関しても②・③・④に加え、⑤アンステイ文献、これらにある記述で内容をカバーできる。

ここでは各文献が、複雑に切り貼りされている。インドに統一した政治・経済圏が出来上がったことを②(表1の13)、鉄道については⑤(表1の14)、残りの8産業における発達史では③、⑤が主に「引用」され、②・④を補助的に矢内原が利用していると言えるだろう(表1の15～21)。

以上の自由主義時代をまとめると、次のようなものになる。関税・鉄道など貿易を重視したイギリス本位の政策が行われ、インドは原材料品の輸出国へと変貌していった。そして、この時期のインド工業はイギリスが望む分野のみ成長していく。インドはイギリスの「付属的地位」³⁹⁾としてのみ、発展を許容されたと矢内原は結論付けた。そして、「引用」関係については、利己的なイギリスの政策については①・⑤を、そして、貿易構造については①・②・⑤がその出典元となっている。そして、インド工業の状態は③、⑤をベースにして②～⑤の内容を織り交ぜて成り立っていた。

c. 帝国主義時代(1889年～)

帝国主義時代はインド近代化を上から推し進めたカーゾンがインド総督となった、1899年から始まる。この時代の特徴は、イギリスによるインド工業の積極的保護だ。各政府・委員会の報告書で統治姿勢の変化を示し、各産業の保護への動きを確認するという流れになっている。

さて、委員会報告などに示されている政策方針が保護へと傾いていくことについて、矢内原が取り上げた出来事は、次のような年表にまとめることができる。

約5頁にわたって、インド工業を保護する姿勢が強くなっていく様を矢内原は表3のように描いた。

表3：帝国主義時代の政策変遷

年代	出来事（カッコ内は「印度工業と植民政策」での記載箇所）
1880年	飢饉委員会報告（p. 44, l. 9） →工業保護育成の必要性を言及
1898年	マドラスでアルミニウムの試験工場設立（p. 44, l. 10）
1905年	カーゾン総督により商工省設立（p. 44, l. 14）
1910年	モーリーによる自由主義政策（p. 45, l. 2） →保護育成から自由放任への反動
1915年	ハーディング総督の公文（p. 45, l. 14） →工業保護育成の必要性を再認識
1916年	インド工業委員会の任命（p. 46, l. 7） →インド工業を育成する方法についての調査
1917年	インド軍需局の設立（p. 46, l. 9） →重化学工業育成の必要性
1918年	インド工業委員会報告（p. 46, l. 11） →工業保護育成の方針とその具体的な方法の提唱
1919年	モーリー・チェルムスファード宣言（p. 47, l. 4） →工業発達に対する積極政策の必要性
	インド統治法案に関する共同委員会報告（p. 47, l. 8） →インド財政へのイギリスの干渉を廃止する勧告
1921年	共同委員会報告のイギリス政府による承認（p. 47, l. 13） →インドの財政自主権が確立
	財政委員会の任命（p. 47, l. 14） →関税制度の改良についての調査
1922年	財政委員会報告（p. 48, l. 1） →保護関税の推奨

（出典）「印度工業と植民政策」44～48頁より筆者が作成。

この歴史的な変遷は⑤でも似たような記述は見つけることができる⁴⁰⁾が、先に挙げたケール・ナランの両文献で補強しながら、④が大いに「引用」されている（表1の22～32）。

次に、保護関税の実現を含む具体的な施策の変遷についてである。そのほとんどが、⑤の「引用」だ（表1の32～36が関税、37～40までが実際の保護例）。

そして、こういった工業保護へと傾いていった原因を世界的な情勢を挙げつつ、1905年のスワデシ運動以来のインド民族運動に矢内原は求めた⁴²⁾。

帝国主義時代の記述は、ほぼ④・⑤2つからの「引用」で成り立っていると言ってよいだろう。ここでは関税税率の数値は出てくるものの、これまでのように各産業の発展史やその規模を示す経済的な統計値は示されていない。また、イギリスの工業保護政策に対する良し悪しの評価もなく、イギリスが変節した原因を民族運動であると指摘するのみであった。

以上が第1節の内容と、「引用」関係の詳細である。3つの時代を通して論じられているものはイギリスの政策であり、インド工業の具体的な発展史は自由主義時代でしか語られていなかった。「引用」関係については、各時代における1つのトピック内で複数の文献が組み合わされていた上に、3つの時代区分の全てにおいて各文献が複雑に組み合わせられていた。

・第2節 印度工業の特徴

前節の内容を踏まえ、第2節で矢内原はインド工業の特徴は次の表4のようなものであるという。

表4：インド工業の3つの特徴と根拠

矢内原の主張	根拠	頁数
a. 工業発達の緩慢・不均整	人口・職業統計	52～54頁
	④文献の結論・1918年工業委員会報告	54頁
b. 資本主義工業の外國的起源	各産業における創始者・有力者の名前	55～56頁
	インド内の外国資本の大きさ	56～57頁
c. 手工業の広汎なる持続	インド手工業による綿糸消費量	57～58頁
	インド綿工業の従事者	58頁

（出典）「印度工業と植民政策」52～58頁より筆者作成。

さて、これらの主張を組み立てるために矢内原が何を根拠としているか、そして、どの文献の記述と一致するか。それらを、見ていこう。

まずは、a. 工業発達の緩慢、その不均整・不十分についてである。ここでは、人口・職業調査の数値を以て、農業従事者の歴大さ・工業従事者の僅少さを示し、それを矢内原は根拠とした。⁴³⁾統計数値の出典元が④159、193頁、⑤8、61頁であると註で示されているが、表1の42～45より、指定された頁以外からも「引用」されていることがわかる。また、工業発達の緩慢というインド経済に関する評価も、③からの引用であることを、矢内原は自ら述べていた。⁴⁴⁾③は1914年までを扱った文献であるからか、1918年インド工業委員会の「不均整・不十分」というフレーズも、ケール文献から「引用」し、補足しているようだ（表2の46、47）。

次に、b. 資本主義工業の外國的起源並に支配について見てみよう。矢内原はその根拠を、2つ挙げている。1つ目の根拠は、綿・黄麻・鋳業を中心に創始者や有力者が外国人であること⁴⁵⁾だ。表1で言えば、48～53が当たる。創始者の名前や各工業の起源を矢内原は述べており、①・④が出典であるとしている。だが、①・④の指定された頁以外に加えて、⑤からも対応する内容が書かれていた。

2つ目の根拠は、インド国内における外国資本の歴大さ⁴⁶⁾だ。ここは註で指定された通り、出典は④・⑤であることが、表1の54～57を見ればわかるだろう。そして、④の185頁には「大規模企業の際立った特徴は、その起源の外来性である」と記述があり、矢内原が挙げたインド工業の特徴自体についても言及されていた。⁴⁷⁾

c. 手工業の広汎なる持続・緩慢な衰退は、これもまた④そして③にその「引用」元であろう所が見つかる（表1の59～62）。『研究ノート』にも④137頁以降を“Slow decline of hand-spinning & weaving”と下線を付けて強調している⁴⁸⁾ので、ここが「引用」元と考えていいだろう。

このような特徴を踏まえ、矢内原が挙げた文献の中で、唯一の一次史料である『インド法定委員会報告書』の序文を引用し、インド経済の発展段階を「近代資本主義をその真中に抱ける前資本主義社会」であると矢内原は断定した。そして、それこそがインド経済の「植民地性」であると、この節をまとめるのである。⁴⁹⁾

以上のように、矢内原が挙げた3つの特徴について、その根拠となるデータが主に③・④・⑤の文献から引かれていた。また、3つの特徴自体も③・④の内容から「引用」されている。

・第3節 印度工業と英国の政策

前2節で述べたインド工業の歴史と特徴について、統治するイギリスにいかなる責任があるかが、第3節で示されている。ここからは矢内原による自らの主張が増え、①～⑤文献が対応するところは少なくなる。

まず矢内原は、インドの貧困無知はイギリス統治以前からあったということを④から引用し、それに賛意を示す。しかし、イギリスによる支配から長年たっても貧困無知が続いていることに疑いはなく、その責任は如何なるものかと、論を進める⁵⁰⁾。

そして、先にあげたインド工業の3つの特徴について、その原因を「諸家の挙ぐるところ」として、インド内の資本・労働能率・資源・動力等の欠乏を挙げた。そういった欠乏は、何が原因か。考えられるものは、自然的条件と人為的條件、この2つだ。人種・気候といった植民地の先天的な非工業性という考え方は、世界大戦以来のインド工業の発展により認めることはできない。ならば原因は人為的要因、即ちイギリスの統治政策にある。矢内原は、以上のように結論付けた。また、⑤から19世紀の自由主義的な関税政策に対する批判を取り上げ、「英国の印度統治の弁護者」であるアンステイですらインド経済に対するイギリスの責任を認めている、という論理で自身の主張を補強している。

ここではインド経済における特徴の原因である各種の欠乏について註が付されており、②442頁以下・③219頁以下・⑤399～401頁と出典元が示されている。また、引用する際に「英人」ノールズ、「英国統治の弁護者」アンステイ・「印度人」ピライという風に、発言者が誰でどのような特徴を持つ著者なのかが、矢内原によって示されている。

・印度工業と国民運動

ここではまず矢内原は、国民会議派をはじめとするインド民族運動について、2つの見方を取り上げる。第一に取り上げられたのは、運動はプロパガンダであり経済成長にとって有害であるとする②文献のノールズによる見解だ。第二に、イギリス統治への批判がインド人の発言というだけで無視されることを憤る、①文献にあるライの発言である。この真っ向から対立する2つの評価から、「党派性」を抜きにして、「科学的」にインド国民運動の分析をする。それが、この節の目的だ⁵³⁾。

そのためにこれまでの記述を踏まえたうえで、イギリスのインド統治の性質について矢内原はこう断定した。それは「英国の統治はインドの経済的発達に対して歴史的なる意義を有すると共に、資本主義的搾取に加うるに植民政策の圧迫、即ち資本主義的植民政策の圧迫を含有するものであった」、というものだ⁵⁴⁾。そして、その圧迫に対する当然の「抗議」として出てきたものが、国民会議派を中心として巻き起こる民族運動であり、それは帝国主義時代の植民政策が必然的に「要求」するものであるという⁵⁵⁾。

その論拠として、次の表5のように、インド工業の発展史と国民会議派の活動を対比し、それらが互に連動していることを示した。

こういった運動の中で発展してきた民族運動、特にガンジーの運動における性質について、次のようなものであるという。それは「ブルジョア的自主国家の建設」を目指す中に、「前資本主義的」な精神（サチャグラハ）と「手工業的国産綿布使用」の訴え（ハルタルス）が混在しているというものだ。その点においてインド民族運動が、「印度工業の特性を反映し之に基礎づけられて居る」ことを「容易に知り得る」のだと結論付けた⁵⁶⁾。

表5：インド民族運動とインド工業との連動

	インド国民運動	インド経済の状態
1885年	国民会議派の誕生	インド資本主義の基礎建設
1905年	スワデシ運動	カーゾンによる工業奨励
世界大戦以降	民族運動の激化	インド資本主義の勃興

（出所）「印度工業と植民政策」67～71頁より筆者作成。

国民会議派の説明は②から、活動の年代については①・②が対応している（表1の63～64）。ただ、民族運動自体については前年の1929（昭和4）年に論説文「⁵⁷⁾印度の民族運動」を『改造』で矢内原は書いており、また、『植民及植民政策』にもインドの民族運動は取り上げられている。⁵⁸⁾ここで挙げられた文献以外にも、参考にするものはあったであろう。

さて、ここまで「印度工業と植民政策」の詳細と、そこで註に挙げられている文献との「引用」関係を見てきた。

ここでまず、矢内原論文の構成について一言しよう。第3節が「英国の統治は印度の為に果して善を為した乎悪を為した乎⁵⁹⁾」という一文で始まるように、この節で初めてイギリスの統治政策について、インド工業の状態に対する責任があるということが明言される。しかし、その根拠が第3節では、天然的（自然環境や人種）・人為的（統治政策）、これら2つの条件からの択一であったり、イギリス最良のアンスティですらその責を一部認めているというものであったり、非常に大まかなものであった。既述の通り、最初の2節までにおいて、20世紀に入るまでのイギリスによる統治を「搾取」と評し、インド工業がイギリスの「付属的地位」にさせられたと矢内原は述べている。こういった表現は、イギリスの政策に対して否定的な価値観が入り込みやすいものだ。また、第2節までが約30頁と全体の75%を占め、残りの第3節は4頁、第4節は6頁と非常に短い。これらを考慮すれば、インド工業発展の歪さに対するイギリスの責任を認め、インド民族運動はそれへの当然の抗議であるという、第3節以降の矢内原による主張に対する根拠は第2節までの内容で既に含まれていると言える。

次に「引用」関係について見てみれば、矢内原が論文内で提示した具体的な統計値や年代だけでなく、政府・委員会文書からの引用やインド工業の状態に対する解釈まで、その多くが二次史料である5冊の文献から「引用」されていることがわかった。そして、その論文と文献との対応関係を1頁にまとめたものが先ほどの図である。

この図を見てまず言えることは、1917年から1929年までの間に出版された5冊の文献が、かなり複雑に組み合わせられているということだろう。図の左側にある年表を見れば分かるとおり、5冊の文献が出版される間に世界レベルで大きな環境の変化があった。

既述の通り、イギリスの関税政策について、19世紀の自由主義時代は1917年刊行の①より政策批判を「引用」していた。そして、20世紀に入ってからの保護関税政策については1929年刊行の⑤からの「引用」が含まれている。図の年表のように1920年代前半に保護関税が実現するが、それ以前と以降ではイギリスによる関税操作に対する問題意識や注目度合いは、大きく変わってしまうだろう。そういった大きく歴史的背景が異なる2冊の内容が組み合わせられて、矢内原論文におけるイギリスの関税政策についての記述が成り立っている。

また、自由主義時代における、関税政策と貿易構造の変化についても、同様のことが言えよう。ここでは「ランカシャーの利益」を優先した政策によって、インドが工業先進国から一次産業国へと変わることを述べているのだが、この時代における関税政策は先ほどのように①からの「引用」だ。そして、その政策を受けた貿易構造の変化は①、②、⑤の内容から述べられている。つまり、工業発展を進行形で感じているも未だ道半ばである1917年・工業発展や民族運動が一応の落ち着きを見せた1924年・自治の約束を一向に守らないイギリスへの抗議がまさに再燃している1929年、これらの時代に刊行された文献の記述が、組み合わせられているということだ。

以上のような個別の事案に対することだけでなく、インド工業発展史である第1節全体についても同じことが言える。図の太矢印を中心に第1節を振り返れば、重商主義時代におけるイギリスの「搾取」・自由主義時代におけるイギリス本位の政策運用を①から導き出し、不十分な経済発展については②～⑤の内容を組み合わせ、インド工業保護政策へと変わっていく帝国主義時代については④・⑤が「引用」されていた。概して、19世紀までのイギリスに批判的な内容は①、20世紀からの保護政策と工業の成長は④・⑤が出典元であると区分することができる。先に述べた工業発展が実現できていない1917年の①によってインドの後進性とイギリスの悪意を糾弾し、一応の工業発展を成し遂げた後の④、さらに民族独立運動が激しくなる⑤、これらによりインド工業の発展とイギリスの保護が述べられている。1つの歴史を語るうえでも文献の持つ歴史的背景が異なるものが組み合わせられている。

インドの工業発展について振り返る際、文献が執筆された当時において、統治するイギリスへの風当たり・実際に工業が発展しているか否か、これらは問題意識を形成する重要な要因であろう。これらが異なっていればイギリス・インドどちらの視点で描いたとしても、また、同じ対象について同じ言葉で論じていたとしても、その文脈はまた異なるものになる可能性がある。1917年に生きる人間は1917年以降に起こる出来事を、当然ながら知らない。逆に、1929年に生きる人間は1929年までの出来事を知った上で、それを回顧することができる。文献が持つ歴史的な文脈について、矢内原がそれを気に留めていたとは言えないだろう。

3. 「引用」した文献の性質とその「引用」方法

3-1. 「引用」した文献の性質と評価

さて、前節では矢内原論文・参考文献・『研究ノート』の3冊を比較し、そこで判明した「引用」関係を図にまとめた結果、矢内原による「引用」方法において文献の持つ歴史的な制約に留意していないという特徴が浮かび上がってきた。ここからは、この複雑に組み合わせられた図の「引用」関係が何を意味するかを今少し検討する為、①～⑤を中心とする参考文献がどのような立場・目的で書かれ、どのような評価を受けていた文献なのかを見ていこう。

①L.ライ『インドに対するイギリスの負債』（1917年）

さて、『インドに対するイギリスの負債』は、国民会議派の過激派と目された活動家であり、インド独立運動の指導者であったL.ライによって書かれたものだ。第一次大戦中にライはアメリカに滞在し、インド民族主義の啓蒙・宣伝活動に従事していた。1916年に出版されたライの著

作『ヤング・インディア』と1917年に刊行された『インドに対するイギリスの負債』はそのアメリカでの活動の一環である。⁶⁰⁾

矢内原の参考文献である『インドに対するイギリスの負債』について、ライはイギリスによるインド支配を経済的観点から論じたものであり、政治的観点から考察した『ヤング・インディア』の姉妹編と位置付けている。⁶¹⁾

一方、日本でも彼は活動しており、1915（大正4）年に5カ月ほど滞在し、⁶²⁾『中外日報』に「印度宗教界の重鎮」ライの訪日を伝える記事と、東洋思想と西洋思想の対等を訴える講演の要約が掲載されている。⁶³⁾

この書は、刊行当時のアメリカでは、インドが受けた害悪を陰気に描くものであり、一種のブロパガンダという評価を、⁶⁴⁾受けている。

既述の通り、矢内原はこの『インドに対するイギリスの負債』の内容から、重商主義時代と自由主義時代におけるイギリスの政策批判を導き出していた。しかし、東インド会社の投資政策について④を矢内原は出典元として註に挙げていたが、この文献にある過激な投資制度批判は出典元と示されていない。⁶⁵⁾また、この文献は「インドはかつて豊かだった。」という一文で始まり、イギリスと関わる前のインドが「黄金時代」であると述べているが、⁶⁶⁾矢内原はイギリス統治以前のインドを「黄金時代化することは明白に誤謬である」と述べている。⁶⁷⁾更に、『研究ノート』にはこの文献の結論にあたる章からのメモがない。⁶⁸⁾『インドに対するイギリスの負債』は確かにイギリスに批判的であり、矢内原はそれを大いに参考にしてはいるが、その全てをそのまま受け入れていたわけではない。

② L. C. A. ノールズ『イギリス海外帝国の経済発展』（1924年）

『イギリス海外帝国の経済発展』は、1921年ロンドン大学においてイギリスで初の女性教授となったL. C. A. ノールズ（1870-1926年）による、イギリス帝国全体の経済史を扱った文献である。経済史を専門とした大学教授は、彼女がイギリス史上2人目であった。⁶⁹⁾

ノールズの著作は少なく、この『イギリス海外帝国の経済発展』は彼女による2作目の学術書であり1924年に初版が刊行された。その後、1926年にL. C. A. ノールズは病気により他界したが、夫のC. M. ノールズが残された資史料を編纂し、3巻まで出版している。

矢内原が参考文献として使用したものは、1924年の初版のものだ。555頁からなるこの文献は2部構成であり、第1部（1～113頁）はイギリス帝国全体を、第2部（114～498頁）はイギリス植民地の経済史を論じた部分である。そして、その第2部は3章構成であり、第2章263～466頁が「英領インド」の経済史を扱っている部分だ。「印度工業と植民政策」では、約200頁からなるこの英領インド経済史から「引用」している。

この『イギリス海外帝国の経済発展』は、近代イギリス帝国経済史の全般を扱った初めての概説書であり、帝国内の統計データなど膨大な資史料を一冊にまとめ上げた功績はイギリス内で高く評価されていたようだ。⁷⁰⁾しかし、「帝国主義、および、その擁護者の批評という偏った観点から、主にこの文献はアプローチしている」と⁷¹⁾いった、イギリスに偏りすぎていることについて批判もあった。日本においても、この書に対してイギリス帝国経済史について「概括的知識を供給」⁷²⁾するものと1927年に紹介されているが、1926（大正15）年の『植民及植民政策』において、⁷³⁾既にこの文献を矢内原は利用している。ただその際、註に挙げられている頁はイギリス帝国全般

を扱った第1部と植民地問題一般を扱う第2部の第1章からの引用が主であった。⁷⁴⁾

当時から帝国主義者という評価を下されている文献であるからだろうか、先述の通り「印度工業と植民政策」冒頭で、矢内原はノールズによるインド経済史の時代区分を最初に挙げ、それを自身の時代区分に即して再設定している。また、ノールズのインド民族運動批判を「非論理」⁷⁵⁾と批判するなど、非常に否定的だ。さらに『研究ノート』にも“No exploitation No drain”と、ノールズ文献にイギリスの搾取を否定する内容があることについて、矢内原は下線を付けて強調しながらメモしている。⁷⁶⁾

③ D.R. ガドギル『近世におけるインドの産業発展』（1924年）

次に、『近世におけるインドの産業発展』について話題を移そう。この文献の著者である D. R. ガドギルは、1901年生まれのインド人経済学者である。彼はケンブリッジ大学に留学しており、そこで提出した修士論文から多少の語句を修正し、『近世におけるインドの産業発展』としてオックスフォード大学出版から刊行した。⁷⁷⁾その後はインドに帰り1930年代から独立後まで、ネルーらにより設立された国家経済委員会の一員を長年務めている。⁷⁸⁾

この文献は242頁からなり、工業と農業が交互に述べられている構成だ。初版は1924年にロンドン・ボンベイ・カルカッタ・マドラスと英印の両地域で出版されている。19世紀中盤から1914年までのインド経済史が初版の分析対象であったが、その後、第一次世界大戦以降のインド経済史についても論じた改訂・増補版が出版されている。ガドギルの著書は24冊あり、その中で『近世におけるインドの産業発展』は「もっともよく知られた著書」であるという評価が、後世ではなされているようだ。⁷⁹⁾

さて、1920年代において、インド経済史という分野は、まだ専門の学術雑誌が無く、組織だつて研究されるという状況ではなかった。⁸⁰⁾そういった中、当時のインド経済史研究の文献目録において、このガドギルによる文献はイギリス支配以降の経済史をあつかった中で「示す必要があるもの」⁸¹⁾の1つに挙げられており、一定の評価は受けている。

また、内容についての具体的な評価としては、「目新しい事柄を取り立てて多く示しているわけではない」と厳しいコメントが寄せられてはいるものの、次の3点を強調している点は評価されている。それは、物価の平準作用や統一市場の形成といった鉄道をはじめとする輸送インフラ整備の広範囲な影響・機械製品との競争により避けられないインド産業の衰退・宮廷に依存していたことに起因する都市土着工業の不安定、この「インド人があまりに無視しすぎている」⁸²⁾3点だ。結果として、これらは外国貿易偏重の鉄道・インド手工業の衰退といった矢内原も挙げている論点から、イギリスの責任を軽減するものであり、それが肯定的に取り上げられている形になっている。そして、1914年以降は大いにインド工業が発展しているという留保付きで、ガドギルの結論であるインド産業発展の緩慢さという主張は認められた。しかし、「その緩慢さが注目すべきことか否かを判断するに足りうる、インドの状態にたいする十分に明快な分析を、我々は持ち合わせていない」⁸³⁾と締めくくられている。

この書評から読み取れることは『近世におけるインドの産業発展』には、「政治的」であると判断される内容が、直接的には書かれていないということだ。確かに手工業が衰退した原因として、この文献では旧インド支配者層の王宮の解体など「需要源の喪失と人々の嗜好の変化」という内的な要因が主な理由として挙げられている。しかし、その衰退を促進した補助の役割として

イギリス支配という外的な要因を挙げ⁸⁴⁾、また、「国土の解放は全ての土着工業の滅亡という結果をもたらしつつあった⁸⁵⁾」と述べるなど、決してイギリスに対して友好的な内容というわけではない。

また、矢内原は『研究ノート』でこの文献の結論である「インド産業における発展の緩慢」に対し20行、半ページ余りのメモを書いており、ほぼ結論部分の内容についてノートにとられていない①、⑤文献とは対照的である。そして、既述の通り、この文献の結論は矢内原の第2章に採用されている。

④ P.P.ピライ『インドの経済状況』（1925年）

さて、上記2冊の1年後に『インドの経済状況』は出版された。著者のP.P.ピライは1894年生まれのインド人経済学者である。ピライはマドラス大学、ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス（LSE）、ジュネーブ大学で学び、1924年にインド人で初の国際連盟・事務局員に登用された人物だ。その後も、ILOのインド支部で中心的な役割を担っている⁸⁷⁾。彼は1923年にLSEの『エコノミカ』第7号で論文「インドの鉄鋼生産」を発表しており、これが同雑誌でインド人により発表された初めての論文であった⁸⁸⁾。

上記のような活動と1925年の『インドの経済状況』が評価され、彼は大英帝国勲章を叙勲されている⁸⁹⁾。

1947年にはインド初となる国際連合の常駐代表となり、独立後の1950年からもニューデリーのILOで活動するなど、独立前後の双方でインド政府と良好な関係を保っていたという⁹⁰⁾。

矢内原の参考文献の一つである『インドの経済状況』は彼が1923年にLSEに提出した博士論文が、ロンドンで1925年に出版されたものだ。この文献は330頁からなる3部構成であり、第1部はイギリス支配までのインドの産業組織・現代インドの農工業のいびつなバランスについて考察されており、第2部は農業と土地制度について、第3部は工業・労働問題・工業政策について論じられている。

序文を見てみれば、インド事務相から出版の際に助成を受けていたようで、ピライの謝辞が述べられている⁹²⁾。同じく序文にはフェビアン協会の初期メンバーであるG.スレイターの紹介文が掲載されており、スレイターは1915年から1921年までマドラス大学で教鞭を執っていた⁹³⁾。在学中に指導を受けるなどの、繋がりがあったのだろう。

当時のイギリスでの書評では、「経済問題であるかのように装い、政治問題を議論するという悪質な行為とは全く違い、バランスのとれた素晴らしいもの」であり「綿密な作品として自信を持っておすすめしてもよいものであろう」と高評価である⁹⁴⁾。また、『エコノミック・ジャーナル』では、インドの規模の大きさにより一般化が困難であること、インド人著述家の政治的感情という2つの障害をクリアし「真面目な学生の注目に値し、インド経済研究に紛れもなく貢献する⁹⁵⁾」ものと評されている。

矢内原はこの文献を1926年の『植民及植民政策』でも引用しており、1925年に刊行されたこの文献をいち早く手に入れているようだ。既述の通り、矢内原が挙げたインド工業の特徴は、この文献からの「引用」であった。矢内原のインド経済に関する情報源として、この文献の果たした役割は大きい。

⑤ V.アンステイ『インドの経済発展』（1929年）

矢内原に「引用」された主な文献5冊のうち、最後に出版されたものが『インドの経済発展』

である。1929年にロンドン・ニューヨーク・トロントで出版された全581頁からなる文献だ。1952年には改訂第3版が出版されており、彼女の著書の中でもライフワークともいえる文献のよう⁹⁶⁾だ。

著者である V. アンステイは、1889年生まれの子イギリス人経済学者である。彼女は LSE で経済史を学んだ後、同じく LSE 出身である夫のパーシーに連れ添い、1914年インドに渡った。夫が病死した1920年までインドに滞在しており、この時期にインド経済に興味を持ち、大量の資料を集めている。この文献が刊行された時、彼女は LSE の専任講師 (lecturer) であった⁹⁷⁾。

アンステイがインド経済史の研究を始めるきっかけであった恩師が L. C. A. ノールズであり、序文ではノールズへの謝辞が一番に述べられている⁹⁸⁾。

この『インドの経済発展』を執筆する際にアンステイは「近年の発展と現在の状態、そして今日におけるインドの経済活動の主たる問題、これらに対する包括的で公平な見解を示すことに努めた⁹⁹⁾」と述べている。それに対して、自身が所属する LSE の『エコノミカ』では「著者が徹底的に公平であり、先入観を排除していることに関して、そこに疑念はない¹⁰⁰⁾」と評され、アメリカにおいても「[アンステイの] 目的は驚くほど見事に、達成せられた¹⁰¹⁾」と、まったく先入観のない公平な分析であるという評価を受けていた。

そして、先に述べたが、そのような「公明正大」である『インドの経済発展』を著したアンステイを、矢内原は「英国の印度統治の弁護者」と称している。

以上、矢内原が「引用」していた主要な文献が、どのような著者によって書かれ、どのような評価を受けてきたのか、そして矢内原の評価はいかようなものであったか、そういった視点から各々の文献が持つ背景について見てきた¹⁰²⁾。そうした上で、インド民族主義者の「プロバガンダ」から「帝国主義の擁護者」による著作という、決して相容れることがない真逆の評価を受けた文献が混在しているなど、「引用」元文献のもつ背景が大きく異なっていることが明らかになった。

3-2. 性質が異なる文献と矢内原の「引用」方法

図のように、「印度工業と植民政策」は①～⑤の文献にある内容を複雑に組み合わせて成り立っている。ここでは、「引用」元文献の背景が大きく異なっていることを考慮に入れながら、改めて図の複雑な関係が何を意味するかを見ていこう。

まずは、「資本主義的企業の外国的起源」における「引用」方法を見てみよう。④からはインドにおける外国資本の大きさ・各産業の創始者や有力者が外国人であること・「外国的起源」という特徴、この3点が「引用」されている。その内、外国資本の規模が大きいということに対して、④では借入資本とインドで外国人によって直接運用される資本とを区別し、前者に対しては「インドにとって利となることは明らかである」と述べ、後者に対してはインドが受け取る利益は「肉体労働の対価として受け取る報酬のみである」と否定している¹⁰³⁾。しかし、イギリスの資本家がリスクを負いながらも新工業を設立したことについては認めなければならない、「今日、インド工業化の促進政策を望む多くの声があるとすれば、少なくともある程度は、イギリス人先駆者により示された実物教育によるものだ」と述べ、ある程度工業の発展を遂げた1925年のインドにとって必要な工業政策は「できる限り国内に利益が残る」ようにし、それを成し遂げられる方法は「外国資本の直接投資・運用を推奨するのではなく、外国資本の借入政策を採る」場合だけで

あると述べていた。¹⁰⁴⁾

また、「外国的起源」について④では、近代的で大規模な「工業の設立においてインドの人間が貢献したことといえば、それは身体的労働である。そのため、そういった工業の支配と舵取りは、上位の役職を埋め尽くすことと同様に、ほぼ途切れることなく継続的にヨーロッパ人が占めている」状態であるとした。しかし、『「資本・ビジネス感覚・技術的知識・管理能力、これらを持ち欧米の工業活動を背景にして形作られる人間』が、未だインドにはおらず、そういった人間を生み出す準備もない」ことが「その状況の核心部」¹⁰⁵⁾であるとしていた。以上の様な④の内容に対して、矢内原は「外国的起源」をインド工業における3つの特徴とし、それをイギリスの植民政策により作られた歪な発展の1つとして位置けているので、2つの文献において「外国的起源」を述べる前後の文脈は異なっている。

そのような1冊の文献に対する文脈の無視だけでなく、複数の文献をそれぞれの文脈を無視して組み合わせていることもある。表1の48～53をみれば、矢内原は①・④・⑤から各工業の創始者や有力者が外国人であることを「引用」している。①と⑤は真逆の評価を受けている文献であるが、各産業における「イギリスの支配」という事実関係だけを矢内原は引き、相反する2つの評価を受けた2冊を同列に並べている。

さらに、帝国主義時代のイギリスによる政策に関する記述でも、同じことが言えよう。矢内原は④と⑤の内容をもって、この時代の特徴を工業保護政策であると述べていた。イギリスの保護政策について、世界大戦前後における世界経済の動向と「印度国民運動の勢力を無視し得ざるにいたりしこと」¹⁰⁶⁾が、その原因であり、いわばなし崩し的な政策と、「印度工業と植民政策」では解釈されている。ここで引用されている④306～319頁は、第11章「政府と産業」という④の最終章に当たる部分だ。そこから政策方針の転換が矢内原に「引用」されているが、関税操作という意味での「保護政策による成果を満喫できるほど十分にインドは発達していない」ので保護政策を見直すべきだというのが、④におけるその後の文脈であり結論であった。¹⁰⁷⁾また、⑤においては19世紀末以降における保護政策を「インドの『道徳的・物質的進歩』に対する責任感がイギリス・インド両政府で発達した」¹⁰⁸⁾ことによる政策転換だとしている。「引用」された内容に対する評価やその後の結論、つまり前後の文脈が④と⑤では異なっており、それを同じ時代の説明として矢内原は利用している。また、④・⑤の2つだけでなく、矢内原自身の解釈もそれらとは別のものであった。

もう少し対象を広げて、第1節の3時代について一貫して述べられていたイギリスの政策において見てみれば、重商主義時代の小括であるイギリスによる「商業的搾取」、および自由主義時代の「ランカシャーの利益」に基づいた関税政策を、①の内容から矢内原は導き出していた。そして、帝国主義時代の保護政策は④・⑤からの「引用」で成り立っている。つまり、インド独立運動の過激派による「プロパガンダ」と評された著作である①からイギリス政策批判を「引用」し、矢内原自身が「英国の印度統治の弁護者」と称した⑤と④からの「引用」で帝国主義時代の保護政策を述べているのだ。イギリスの政策という同じ対象について、時代ごとに相反する文献から「引用」し矢内原は1つの歴史を述べていることになる。

以上に具体的な事例を挙げたように、矢内原は元の文献における文脈に構わず「引用」している。立場や評価が全く異なる①～⑤の5文献を図のように複雑に組み合わせれば、それは避けら

れないことであろう。

4. おわりに

以上のように、「印度工業と植民政策」・註に挙げられた参考文献・『研究ノート』、これら3つの文献の記述を比較した結果、判明したこととして挙げられるものは以下の通りだ。それは、矢内原がインド工業論を書き上げる際、かなりの部分で註を付さずに参考文献から「引用」しているということである。その際、①L. ライ『インドに対するイギリスの負債』、②L. C. A. ノールズ『イギリス海外帝国の経済発展』、③D. R. ガドギル『近世におけるインドの産業発展』、④P. P. ピライ『インドの経済状態』、⑤V. アンステイ『インドの経済発展』、これら5冊の文献が特に「引用」されていた。

そして、この5冊の文献と矢内原論文で「引用」された箇所、その対応関係を図に表し、1917～1929年という執筆・刊行された際の歴史的背景が異なるものが、一緒にして「引用」されていたということが導き出された。

さらに、5冊の中にインド独立運動過激派や「帝国主義の擁護者」と言う全く相いれない背景をもつ文献があるように、参考文献の立場や背景は大きく異なっている。そして、結果的に矢内原はその背景、及び参考文献内での文脈も考慮することなく「引用」していた。

当時の情報インフラと学術界の状態を鑑みれば、論文内に出典元を示さず二次文献から多くの「引用」がなされていたという結果、それ自体は当たり前のことであり致し方のないことである。本論文で筆者が焦点とすべきは、矢内原がどのように実行したかという「過程」であり、それが何を表しているかであろう。

さて、矢内原は、自身が1929年に発表した「植民史研究の一般的区分¹⁰⁹⁾」を「印度工業と植民政策」の冒頭で援用し、それを設定することから論文を始めている。そして、本論文で明らかになった参考文献の歴史的背景・立場・文脈の無視ということを鑑みれば、矢内原は自身による一般的な植民史における段階論に照らし合わせ、それに見合う記述を参考文献から選び、並べなおしていた、と言える。私たちから見て過去の出来事である「帝国主義」も、矢内原にとっては世界情勢の現状分析であった。その現状に対し、自身が目指す1つの論理を実証するために、非常にプラグマティックな方法で矢内原が研究を行っていたこと、彼の実利主義的な一面が今回示されたように思う。

今回は3種類の文献を比較対照する事に焦点を当てた為に、当時の日本・イギリスにおけるインド研究の状態や、その中で矢内原インド論がどこに位置するかといった、周辺領域の調査が不十分である。それは、今後の課題にしたい。

以上のように、自身の論に見合う事実を切り取っていたという研究方法・矢内原に採用されなかった参考文献の内容に労働問題、インド手工業の詳細な記述、貧困に喘ぐ人々の暮らしなどインドの詳細な実態が含まれていること、こういったことを鑑みれば地域研究としての要素は薄いと言わざるを得ない。しかし、一定の地域で起こった出来事を系統立てて解釈・説明するという、広い意味では地域研究の要素を満たしており、そこにまた、彼による学問の先駆性が認められる

のであろう。

今後、多岐の領域にまたがる活動をしていた矢内原に対し、様々な角度から実証的な研究がなされていることを望み、本稿がその活動の一助となることを願っている。

表1. 矢内原論文と参考文献の対応箇所

頁	矢内原論文	ページ	英文参考文献	伊澤 訳
第 1 節				
1	pp. 34-35	P-p. 15	In various parts of the country the East India Company maintained subordinate factories, and each of these had its local branches supervising production in the area around it. In each such area the Company employed a Gomastah through whom contracts for the supply of cloths, etc., were made with the weavers and advances of money for the purchase of raw materials arranged in order to see weavers did not sell their work to outsiders who offered higher prices.	インドの各地に東インド会社は工場を従えており、それぞれが、その一帯の地域を監視する支部を持っていた。そして、その地域ごとに、東インド会社はゴマスターという代理人を雇い、彼らを通して衣服類の供給等について契約を職工と結んだ。より高値を付けてくれる外部の人間に、自身の製品を職工が売ってしまうことを見張るため、用意した原材料を職工が購入するための前金を渡していた。
	p. 35	Kn-p. 305	It is also very interesting to see how steadily the Company refused to let Englishmen settle in India for the purpose of land cultivation.	東インド会社が土地耕作を目的としたイギリス人の移住を禁止したその頑なさ、これについて考えることも実に興味深い。
	p. 35	P-p. 19	…… in order to remove the impediments in the way of the development of the import and export trade, the duties had to be revised. Of these, the Sayer duties, which were abolished so early as in 1793. …… The duties and cesses which had no bearing on foreign commerce were left uninterfered ……	輸出入貿易の発展を阻害するものを取り除くためには、税制を改正するほかなかった。そのなかでも、国内通過税は早くも1793年に廃止された。……外国貿易と関係のない租税は何ら手をつけられないままであった。
	p. 35	G-p. 53	…… for the manufacture of indigo by European planters began in India before the end of the eighteenth century. …… The East India Company resolves to revive the industry and for this purpose they brought planters from the West Indies and settled them in selected districts of Bengal. …… The next fifty years saw a rapid growth and by 1850 indigo was one of the most important exports from India.	西洋人による藍生産は18世紀の末までには始まっており……東インド会社は藍産業を復活させることを決め、そのために西インド諸島から栽培者を連れてきて、彼らをベンガルの特定地域に住まわせた。……[19世紀初めからの] 来る50年間で急速な成長を遂げ、1850年には藍産業はインド輸出品で最も重要なものの1つとなった。
2	p. 34	G-pp. 36-38	The urban industry of India, at the beginning of the nineteenth century, was mainly in the nature of handicrafts, producing fine textiles or other luxury products for the aristocracy. …… The products of Indian industry enjoyed a world wide reputation …… A Frenchman, M. Blanqui, when he saw the Indian section of the Great Exhibition of 1851, paid a high compliment to the Indian craftsman …… The chief industry was, of course, the textile handicrafts. Among these the cotton industry was easily the first. …… The cotton manufactures were, of course, the most widespread; next to them came the manufacture of silk cloth. …… In woollens the best known of the artistic products were Kashmir shawls.	19世紀初頭、インド都市工業の性質は、主に手工業であり、上流階級の為に上質な布地や高級品を作る、といったものだった。……インド工業の諸製品は世界中で好評を博し、……ブランキというあるフランス人が1851年の大英博覧会でインド区画を見たとき、インド職人を称賛した。……[インド] 工業の中で重要なものといえばもちろん手織物業である。さらにその中でも容易に一番に挙げられるものは綿工業だ……綿工業は、もちろん、もっとも広範に広がったものであった。そしてその次に来るものが絹織物業である。……毛織物のなかで、芸術的であり最も有名なものといえばカシミヤ織であった。
	p. 34	R-p. 45	For more than a century and a half, the English trade in India consisted mainly of the export of cotton and silk goods, indigo and spices in return for bullion. During this period India imported practically nothing.	一世紀半以上の期間、イギリスとの貿易は、インドの綿・絹製品、藍、それに香辛料の輸出と、イギリスから地金の輸出で主に成り立っていた。この期間は、実質的にインドは何も輸入するものが無かったのだ。

3	p. 35	以上の如く東印度会社は十八世紀末に至りては多少印度工業の涵養に関する政策をとるに至ったが、此時代に於ける其活動の主眼は既存の印度手工業搾取の上に商業独占利潤を獲得することに存した。之によりて東印度会社及びその使用人は巨利を得、英国資本主義はその本源的蓄積を為し遂げたのである。	R- p. 50	It is clear then that the "Industrial Revolution," the foundation on which England's economic prosperity was built up, was made possible only by the influx of Indian treasure, and that but for this capital, not loaned, but taken, and bearing no interest, the ascendancy of the steam engine and mechanical appliances for mass production, might have remained unutilised. England's gain was India's loss, a loss of treasure more than enough to starve her industries and retard the progress of agriculture. No country, however rich or resourceful, could bear such a drain un harmed. The wound inflicted by wholesale exportation of India's wealth, was deepened by the way in which the treasure was collected.	イギリスの経済的繁栄を築きあげた基盤である「産業革命」はインドの富が流入することによってのみ可能であったことは明らかだ。この借り入れではなく、無利子で持ち去られた流入資本がなければ、今日支配的な立場にあつて、大量生産に必要な蒸気機関や機械設備は未だ利用されていないままだったかもしれない。イギリスの利得はインドの損失であり、その損失はインド工業の欠乏と農業発展の遅滞に与することに、十二分のものであつた。どれだけ富や資源を持っていても、このようなき流出を無傷で耐えることができない国はないだろう。インドの富は広範囲に搾取され、その傷は富を集める以下のような方法によって、深められていった。
4	pp. 35-36	即ち英国議会は一七九三年に毎年三千トンの貿易をば会社外の商人に許した。次で一八一三年に会社の印度に於ける商業独占権が廢せられ、一八三三年には支那貿易を含む東洋との全貿易の独占権が奪われ、印度及東洋貿易の開放が行われたのである。	P- p. 18	Their privileged position had excited the jealousy of the mercantile community in England, through whose efforts Parliament bound the Company, in 1793, to furnish 3,000 tons of shipping annually for private traders entirely unconnected with the Company. and by 1813 the general body of commercial opinion was so thoroughly opposed to a continuance of the monopolistic regime that the trade monopoly in India was abolished that year. In 1833, the whole Eastern trade, including the trade with China, was thrown open, and from this date, the Company ceases to figure exclusively as a commercial corporation.	東インド会社の特権的な地位は、英国の商業社会の嫉妬心をかきおこした。そして、英国商人たちの働きかけを通じ、1793年に議会により、東インド会社が自身と全く関係のない民間貿易商のために毎年の海運貿易の3,000トン分を与えることが決定された。.....そして1813年までには、商業的意見の大多数が独占体制に全面的に反対であつたので、同年にインドでの貿易独占は廃止されることとなつた。1833年、対中貿易を含む全ての東方貿易は解禁されることになり、この時より東インド会社は営利企業として排他的に独占していた重要な地位を失うことになった。
5	p. 36	而して綿布こそ従来印度より英国への最重要輸出品であつて、一六七〇年以後特に著しく増加したのである。	T- p. 37	From about 1670, however, Indian calicoes and silks were imported into England in larger quantities.	〔それまでは「副業」に過ぎなかつた〕インド製の綿織物のキヤラゴとシルク製品が、おおよそ1670年から、大量にイギリスが輸入するようになった。
		英国に於ては印度綿布の輸入に対する反対の声が既に一六七八年に聞かれ、	R- p. 125	As early as 1678, a loud outcry was raised in England against the admission of Indian fabrics, which "were ruining our ancient woollen manufactures."	1678年には早くもイギリス内で、イギリス古来の毛織物業を破壊するインド製布の輸入に対する、けたたましく激しい抗議の声が上がつた。
		一七〇〇年及び一七二〇年には綿布使用禁止の法律さへ出た。	R- p. 126 for the prohibition of Indian goods had taken place in 1700, by Act 11.....	インド製品を禁止する為、1700年に法律第11号によって.....
		併し乍ら之等は毛織物業者の反対であつたから、新流行商品たる綿布の輸入を制圧する経済的效果を持たなかつた。	T- pp. 164-165	The ban put upon cotton was bound to be ineffective. As Dr. Lilian Knowles points out the prohibition of foreign cotton cloth gave a strong impulse to the invention of spinning machinery in England. People of all sorts and conditions had got accustomed to the use of light and elegant cotton clothing, and even Parliament had not the power effectively to withhold such goods from them.	そして、1720年にイギリスで綿製品の輸入だけでなく、消費までもが議会法によって禁止された。
			綿にかけられた不当な禁止は無力であつた。リリアン・ノールズ博士が指摘するように、外国製綿布が禁止になつたことが、イギリスでの紡績機の発明へと大きな誘因となつた。軽くて上品な綿布を使用することは、あらゆる性質や身分の人々がすでに慣れ親しんでいた。そして、そのような慣れ親しんだものを民衆に対して禁止することは政府の力を持ってすらできないことであつた。		

p. 37	一八五八年印度が英国の直轄領土となりし当時於て印度は綿糸に対しては三分五厘、綿糸其他の製造品に対しては五分の輸入税を課した。	R-p. 141	In 1858 when Queen Victoria assumed the direct sovereignty of the Indian Empire, the import duties, as before stood at 3 1/2 per cent. <i>ad valorem</i> upon cotton twist and yarns and at 5 per cent. on other articles of British produce and manufacture, including cotton piece goods.	ビクトリア女王がインド帝国の直接統治を担うようになった1858年、従来通り綿糸に対しては従価3.5%、綿布を含むその他のイギリス製造品には5%の輸入税を賦課した。
6 p. 37	其後関税率は頻頻たる変更を経たが、大体の趨勢はランカシャー及び英国議会の強要による税率減少進んで輸入税廃止への一途を辿った。	R-pp. 143-144	In 1874, the Lancashire manufacturers, by a memorial addressed to the Secretary of State for India, started their attack on the 5 per cent duties on cotton piece goods and cotton twist respectively, representing them as protective duties.	1874年、綿糸・綿布にかかる5%の輸入税を、保護関税の象徴するものとして、ランカシャーの綿製品製造者の攻撃が、インド事務相への嘆願書という形で始まった。
p. 37	一八七七年英国下院は次の如く決議した、「現在印度への輸入綿製品に賦課せらるる輸入税はその性質保護的なるを以て健全なる商業政策に反するものである。従って印度の財政的狀態の許すに至るや否や遅滞なく撤廃せらるべきものである」と。	R-p. 147	The question was raised in the House of Commons and that august body resolved: "That, in the opinion of this House, the duties now levied upon cotton manufactures imported into India, being protective in their nature, are contrary to sound commercial policy, and ought to be repealed without delay, so soon as the financial condition of India will permit."	下院で問題が提起され、議会は次のように決議した。「議会の意見としては、現在インドへ輸入される綿製品に課されている輸入税は、保護関税の性質をもっており、健全な商業政策に反するものである。従ってインド財政の狀態が許し次第、遅れることなく輸入税は撤廃されるべきである」と。
7 p. 37	之に対し印度政府側に於ては、当時経済政策の公理と目せられし自由貿易に主義として反対したるにはあらず、即ち印度工業保護政府の立場より出でたのではないが、財政収入上の理由により一挙に輸入税を廃止するを得なかつた。	N-pp. 159-160	It was then decided by Her Majesty's Government that "the interests of India imperatively require the timely removal of a tax which is at once wrong in principle, ………" Financial embarrassments arising from depreciation of silver prevented any practical steps being taken last year in this direction. It is with regret that I have to announce that, for reasons similar to those which prevailed a year ago, it has been decided that nothing can be done at the present moment towards the abolition of these duties; the financial difficulties caused by the famine are so serious that we cannot sacrifice any source of income.	昨年、「インドの利益を実現するには原理に適していない税を、直ちに撤廃することが不可欠であり必要である」ことを本国政府は決定しました。………銀貨下落による財政難により、昨年決めた方針へのいかなる実際的な手段もとることができませんでした。そして、残念ですが、私は以下のことを公表せざるをえません。昨年と同様の理由により、今現在に〔関税などの〕諸税を撤廃することに向けて、なんらの行動をおこなうことができないという決定をしました。飢饉が原因の財政難は非常に深刻なものであり、いかなる財源も犠牲にすることはできないのです。
8 pp. 37-38	故に一八八二年に塩及酒類を除き一旦輸入税の撤廃を見たが、インド政府の甚しき財政難の結果一八九四年三月綿製品を除き輸入税を復活したが、之と同時にランカシャーとの競争商品たるべき二十番手以上の印度産の綿糸に対する国内消費税を新設し、	R-p. 150-151	the tariffs were again tampered with during the viceroyalty of Lord Ripon, with the result that in March, 1882, the remaining import duties were also abolished, excepting those on salt and liquors. ……… in 1894, when the Indian Government had to face a deficit of more than two million pounds sterling. ……… in March, 1894, ……… imposed an excise duty on all cotton yarns of 20's and above produced by Indian mills.	1882年3月、リボン総督時代に、関税はまたもや変更されることになった。それは、塩・酒を除く現存の輸入税も廃止するというものだ。………1894年、インド政府は200万ポンド以上の赤字に直面していた。………そして、1894年3月………〔法案によって〕20番手以上のインド産の綿糸に消費税が課されることになった。
p. 38	一八九六年には綿糸に対する課税は全然廃止し綿布は三分五厘の輸入税若くは消費税を課するものと為した。	R-p. 152	Act (II of 1896) was passed by which yarn was altogether exempted from duty and a uniform duty of 3 1/2 per cent. was imposed on all woven goods whether imported or manufactured in India.	綿糸は税を免除され、インドで製造されたもの、輸入されたもの、いずれにしても綿織物には画一の3.5%の税を課すための法律が1896年に議会で通過した。
9 p. 38	印度国内生産品に対して輸入税と同額の消費税を課するは之によりて輸入税の保護関税たるの性質を失われ、以て自由貿易の主義を維持せんが爲めに、英国政府の強要に出でたるものである。	N-pp. 168-170	I have now to ask the permission of the Council to supplement the imposition of import duties on cotton goods by introducing a Bill for the levy of excise duties on certain cotton goods manufactured in India. ……… The proposal I make is therefore not made on its own merits, but as the necessary accompaniment of the fiscal measure ………	インド綿製品に消費税を課すことで、インドからイギリスへの綿製品の輸入関税を補完する。このことについて今、私は議会の承認を求めざるを得ません。………私による、この案はインド政府が自身の利益の爲に作つたのではなく、財政措置に義務的に伴うものである。………

10	p. 43	国内産業に比して外国貿易の偏重である。ダルハウジーの鉄道計画は主要海港間及び海港と内地大都市間を連結する幹線のみにして、内地都市相互の連結を試みなかった。且つ差別的鉄道運賃の制度により、海港への原料品食料品運賃は特惠を与えられた。	G-pp. 149-150	…… the first factor by the rapid construction of the trunk lines encouraged through trade between the important centres especially between the internal marts and the big ports. Railway construction at this time looked more to the development of the foreign trade of the country than to a growth of the internal trade. …… these differential rates somewhat helped the port industries and the foreign industries in their competition with the industries of the interior.	〔鉄道政策に影響した2つの要素のうち〕最初の要素は、重要な中心地間、特に国内市場と大港の間の交易を通して、急速な主要幹線の建設によって助長された。当時の鉄道建設は国内交易の成長より外国貿易に目を向けていたのだ。…… こういった差別運賃は国内産業との競争において外国貿易を、そして、海港工業を幾分か促進した。
	p. 38	印度よりは綿布輸出の減退と同時に原料棉花の輸出が盛となり、殊に南北戦争の結果によるランカシャーの棉花飢饉後に於て飛躍的に増加した。	Kn-p. 316	The effect of the American Civil War was to create a cotton famine in Lancashire. This reacted on the demand for cotton from India, values increased, and the exports rose to phenomenal heights.	アメリカ南北戦争の結果はランカシャーの棉花飢饉となって現れた。これはインド棉花への需要を呼んだため、価格は騰貴し、輸出は驚くべき高額に上った。
	p. 38	又ベンゴール手工業者の黄麻製品に代りて原料黄麻の輸出が盛んとなり、殊にクリミア戦争の結果によるロシア麻の供給絶後に於て増加した。	A-p. 331	The export of raw jute began on a large scale after the Crimean War, which cut off Dundee's former supply of Russian flax and hemp.	黄麻の輸出が大規模になったのはクリミア戦争後であり、その戦争によって従来のロシア麻・亜麻の供給が途絶えたことによる。
11	p. 38	加うるに印度に於ける鉄道建設並にスエズ運河の開通は印度の米及小麦の輸出を激増せしめた。かくて印度よりの輸出品は棉花、黄麻、生皮革、亜麻仁、等の原料品、並に米、小麦、茶、珈琲、等の食料品を主と為すに至った。而して英国より印度への輸入品は金銀の外、十九世紀末に於ては綿織物、機械、工場設備等金属製品、其他工業製造品を主要項目に数うるに至った。	A-pp. 331-332	But India's foreign trade was still more fundamentally affected by the changes in production in India itself, which occurred during the latter part of the nineteenth century, mainly owing to the construction of the Indian railways, the introduction of steamships, and the opening of the Suez Canal. …… Rice had been exported in small quantities since very early times, but it now became a staple item of world trade. The export of wheat on a large scale was made possible by the opening of Suez Canal. …… The export of tea, coffee, raw hides and skins and oilseeds also increased rapidly. …… Bullion and specie, as ever continued to be an important import, but otherwise at the end of the nineteenth century all the most important items were manufactured goods. These consisted primarily of cotton manufactures, machinery, millwork, other metal products of all sorts and descriptions and miscellaneous manufactures.	しかし、19世紀の後半に起こったインド自身における生産の変化により、インドの外国貿易は根本的な影響を受けた。その影響は主にインドの鉄道建設・蒸気汽船の導入・スエズ運河の開通、これらを原因としている。……米はかなり早い時期から少量の輸出をしていたが、今や世界に対する貿易の重要輸出品となった。小麦の大規模な輸出はスエズ運河の開通によって可能になった。……茶・コーヒー・生皮革・油糧種子の輸出もまた急速に増大した。……地金と正貨が輸入の中でも、従来通り重要視されたが、その他の点では、19世紀の終わりに最も重要視されたものは工業製造品であった。主に綿製品・機械類・木工製品・その他のありとあらゆる種類の金属製品など様々な製品であった。
12	pp. 38-39	かくて第十九世紀は英印貿易に機械工業対農業国、資本主義国対前資本主義国、の貿易の特徴を帯びしめ、加うるに両者間に於ける自由貿易の設定は貿易品の種類に根本的な変化を与えたのである。手工業的製品の輸出国たりし印度は一八三三年には印度の頃より食料品原料品の輸出国、機械工業製品の輸入国たる地位に転じたのである。	Kn-p. 306	After 1833 Indian trade began to assume its modern form of the mass export of important raw materials, ……	1833年以降、インドの貿易は主要原材料品の大量輸出という近代的な形をとるようになり始めた。〔以下、砂糖・麻・コーヒー・茶葉などプランテーションの発展へと続く〕
13	p. 39	一八三三年には印度政府の中央財政の組織が立てられ、一八三五年には全印度に対する統一貨幣が採用せられ、一八四四年には英領印度の三大州の海關税率の同化及び陸上通関税の廃止が行われ、土人諸国も一八五〇年にこの例に倣った。幹線道路の計画は一八三六年以来開始せられ、英人の土地獲得は一八三三年以来許された。同じ頃印度法典の編纂があった。之等はすべて印度を経済的単位として統一し、その資本主義下の素地を形成し、英国人及英国資本の印度産業への進出を準備せるものに外ならなかった。	Kn-pp. 306, 311-312	The years from 1833 to 1857 witnessed the adoption of a uniform coinage for India in 1835, and the creation of a centralized system of finance for the whole of India in 1833. …… For the first time in 1833, Englishmen were allowed to set up as planters in India, …… During this half-century one of the greatest of the unifying factors of India was evolved, namely the Indian Codes. …… By 1844 three Presidencies had assimilated their sea tariff and had abolished the tariffs on their land frontiers. The native States adopted the same procedure in 1850. The beginning of the Grand Trunk Road system was inaugurated in 1836.	1833年から1857年にかけて、1835年の統一貨幣の採用、1833年のインド全体における中央財政制度の創立があった。…… 1833年には栽培園業者としてイギリス人の定住が初めて許可された。……この半世紀の間にインドを統一する最大の要因の一つがあり、すなわちインド法典の発展である。1844年までに3州はその海關税を均一化し、陸境における関税を廃止した。原住民諸国も同様の通関手続きを1850年に採用した。主要幹線道路網は1836年に着手された。

p. 39	<p>インドの鉄道建設は一八五〇年に始まったが、一八五七年までに僅かに三百哩の開通を見たのみ。</p>	Kn-p. 320	<p>Although railways had been considered and started in 1850, only 300 miles were open by 1857.</p>	<p>1850年に鉄道建設が計画され、そして着手されたが、1857年までに開通したのは僅か300マイルだった。</p>
pp. 39-40	<p>その真に発達を開始せるは、東印度会社末期の総督ダルハウジーの覚書（一八五三年）による鉄道計画が一八五九年に実行せらるるに至りし後のことである。ダルハウジーの政策の目的は鉄道建設により、又之に伴いて、英国人の資本企業及び活動が大に誘引せられんことであった。彼は鉄道会社と契約を結び四分五厘乃至五分の利子を保障して五千哩建設の計画を立てたのである。</p>	A-p. 131	<p>In 1853 Lord Dalhousie wrote his famous Minute on Railways, recommending a general system for the whole country, and discussing the principles of management, finance, and construction. Progress was temporarily stopped during the Mutiny, but in 1859 Lord Dalhousie's scheme was adopted, and the construction of 5000 miles of railroads, From the beginning it was realized that the capital for railway construction could only be raised in England, The contracts made with the eight original companies provided that the Indian Government should guarantee interest at rate varying (in accordance with the money market condition prevailing when each contract was signed) between 4 1/2 and 5 per cent,</p>	<p>1853年、国全体の一般的制度を提言し、鉄道経営・財政・構造組織の一般原則を考察する、有名な『鉄道に関する覚書』をダルフージーは書き上げた。暴動〔セボイの乱〕により一時的に停止したが、1859年にはダルフージーの構想は採用され、5000マイルの鉄道が建設されることになった。……計画の当初から英国でのみ鉄道建設の資本を募るであろうことは予期されていた。……最初期の8会社との契約によりインド政府は、各契約の為された時の金融市場の状態によって4.5～5%で変動する利率を保障することになっていた。</p>
14		P-p. 31	<p>..... and this led, as Dalhousie had foreseen in 1838, to a flow of British capital and enterprise into industrial undertakings in India.</p>	<p>そしてこのこと〔鉄道が開通し、インド内の商業路が開け、豊富な原材料と地方市場の広がり〕とが工業に繋がると英国商人が考えたこと〕は1833年にダルフージーが予見していたように、インドの工業的な事業に英国資本と英国企業が流入する事態に繋がった。</p>
p. 40	<p>然るに利子保障制度は政府にとりて大なる財政的負担たりしを以て、一八七〇年以後は政府自ら鉄道建設及経営に当る政策をとった。然るにルービーの下落は政府の鉄道公債に対する利子負担を増し、且つ一八八〇年飢饉委員会の報告は鉄道建設の急務を主張したる結果、鉄道建設は再び私人会社の事業と為し政府は若干の財政的援助を為す政策に改めた。印度政府の鉄道会社は一九世紀中々々欠損を続けたが、一八八九-一九〇〇年以後ようやく純益を見るに至った。</p>	A-pp. 131-134	<p>This method was successful in electing the requisite capital and enterprise, but it resulted in an excessive financial burden on the State, These factors led to the second period of railway construction (i.e. from 1870-1880), during which a policy of direct Government construction and management was adopted, At the same time the heavy and continuous fall in the gold value of the rupee, due to the appreciation of gold, which set in during the seventies, meant that the burden of interest which had to be paid on Government debts and other payments in England increased yearly. Finally the Famine Report of 1880 made it quite clear that it was urgent to increase the rate of construction. Hence in 1880 the Government returned to the policy of encouraging private companies to construct railways by offering some kind of financial assistance, Up to the end of the century, in spite of the developments that have been described, the State had to bear an annual net deficit on the lines under its control. In 1889-1900, for the first time, a net profit (of Rs. 11lakhs) was earned.</p>	<p>この〔利子保証という〕方法は必要な資本と企業を選出することに成功したが、州財政に過度な負担を与えることになった。……これら〔保証制度への不信・民間鉄道会社の不振〕の要素は鉄道建設の第二期（1870-1880年）を招来した。政府による直接経営・直接建設の政策がとられるようになったのである。……それ〔一部地域で軌道から高軌道へ作り直さなければならなくなったこと〕と同時に70年代の金価格の騰貴のため、ルービーの金に対する価値が継続的に急落した。それは英国に対する政府の負債や他の支払いが年々増えていくことを意味する。ついに、1880年の飢饉に関する報告では、建設の割合を増やすことが喫緊に必要であるということが明確にされた。従って、1880年にインド政府はいくらかの財政補助によって、民間会社に鉄道建設を奨励する政策に戻していったのである。……19世紀の終わりまでその支配下にある鉄道の純損失分を毎年、負担しなければならなかった。しかし、1889-1900年には初めて110万ルービーの純益を挙げた。</p>

15	p. 40	近代的木綿紡績の工場は一八三八年に始めて建てられたが、その真に基礎を据えたるは一八五三年以来、その発展期はようやく一八七四年以後のことであった。（ボンベイ州の木綿紡績工場数一八七二-三年に十八、一八七四年に十九、一八七五年に三十六、一八七六年に三十九、一八七八年に四十二）。	P- p. 188	Though the First cotton-mill on Indian soil was established at Calcutta in 1838, it was not till 1853, when the enterprising Parsee merchant, Cowasji Nanabhoy Davar, erected a mill in Bombay with 5000 throttle spindles, that the production of yarn and cloth by steam-power in India can be said to have had its foundations well and truly laid.	インドの地に初めて綿工場が設立されたのは1838年である。しかし、1853年、バルシー〔ゾロアスター教徒〕のダバルがインドで5000錠の紡績機をもって、蒸気機関を用いて糸や布を生産する工場を設立したことで、その基礎が本当に築かれたと言えるだろう。
			G- p. 61	The result was that there were only eighteen cotton mills in the Bombay Presidency and two in Bengal in 1872-73. …… The increase was specially marked in the year 1874-75. In 1874 the number of mills in the Bombay Presidency was nineteen, in 1875 it had risen to thirty-six, to thirty-nine in 1876 and forty-two in 1878.	〔信用恐慌の〕結果、ボンベイ州には18工場、ベンガルには2工場、たったこれだけしか1872-73年には存在しなかった。……1874-75年には大飛躍を見せた。1874年にはボンベイ州に19の綿工場があったが、1875年には36、1876年には39、1878年には42工場とその数を増やしていった。
16	p. 41	黄麻工業は一八三〇年頃まではベンゴール手工業の独占に属したが、其頃スコットランドのダンディーに麻布製造工業起りしを以て印度よりは原料としての黄麻輸出が行われるに至り、クリミア戦争の影響により特に増加した。けれども一八五四年には印度に於て機動力による最初の黄麻工場が建てられ、其後一八六三-一六四年、迄に僅か一工場を増したるのみであったが、同年以降顕著なる発達を示し	G- p. 63	Till about 1830 the manufacture of gunny-bags and jute cloth was monopoly of the Bengal hand-loom weaver. After this date, an active manufacturing industry having sprung up at Dundee, it was found more profitable to export raw jute than to produce gunnies on the hand-loom. …… The rise in the importance of jute was greatly helped by the Crimean War. …… The manufacture of jute in India with the help of machinery was not started in India till 1854. …… From 1854 to 1863-1864 only one more mill was built but from 1863-64 onwards the growth of the industry was fairly rapid.	1830年頃までズックの鞆や黄麻布の製造は、ベンガル手業者の独占であった。しかしその後ダンディーで製造工業が急成長したので、手織りでズックを生産するより黄麻を輸出する方が、より利益になるとわかった。……黄麻はクリミア戦争によって、よりその重要性を増した。……インドにおいて機械を用いた黄麻製造は1854年まで興らなかった。……1854年から1864年までの間に僅か一工場しか新設されなかったが、1864年からは急速に成長していった。
		十九世紀末には原料黄麻よりも黄麻製品の輸出増加著しく、一九〇八年に至りては其生産額はダンディーを凌駕するに至った。	A- pp. 279-280	The exports of manufactured jute increased both absolutely and relatively to that of raw jute. …… At the beginning of the twentieth century progress was still more rapid, and by 1908 the output of the Indian mills surpassed that of Dundee.	〔1898-99年頃〕黄麻製造品の輸出は原料黄麻よりも絶対的にも相対的にも増大し……20世紀の初めには〔黄麻工業の〕躍進は更に急速になり、1908年にはインド黄麻工業の生産高はダンディーを凌ぐようになった。
17	p. 41	製鉄工場は一八七五年、製革工場は一八四五年の頃開始せられたが、いずれも大なる発展を見なかった。	G- p. 66	The industry owed its origin to one Charles De Susa who, about 1845, introduced certain improvements in the methods used in tanning in India.	1845年頃、シャルル・ド・スーサというものがインドで利用されていたなめし技術に明確な改良方法を導入したことに、その工業は起源をもつ。
			A- p. 242	The only large-scale ironworks successfully established in India during the nineteenth century were those of Bengal Iron and Steel Company, founded at Barakar, near Ranging, in 1875.	19世紀の間にインドにおいて設立された大規模な製鉄所の中で唯一、成功したものは、ラニガンジにあるバラカで1875年に設立されたベンガル鉄鋼会社である。
18	p. 41	炭鉱業は一八二〇年に始まったが、其の真に発達せるは一八五四年東部印度鉄道建設開始後である。鉄道の開始と炭鉱の開発とは最も直接の関係を有した。	G- p. 64	The commencement of the industry appears to date back to 1820 when a mine was opened in the Ranikanj district in Bengal. For twenty years after this no new mine was opened and then only three mines were opened down to 1854. In that year the commencement of the East Indian Railway line, which was laid to run through the coal bearing regions of the Damuda basin, gave an impetus to the mining industry and new pits were opened in large number.	〔石炭業の〕始まりは1820年、ベンガルのラニガンジ地方で石炭坑が開業されたときに遡るようだ。その後20年間新しい炭坑は開業せず、1854年に至るまでたったの3つしか石炭鉱はなかった。同年にダムダ盆地の石炭埋蔵地域を通る東インド鉄道が開通し、それが石炭工業を刺激し、新たな坑道が数多く作られるようになっていった。

19	pp. 41-42	<p>印度藍の産業は十八世紀末既に始まったが、その有力なる輸出品となりしは一八五〇年以後である。一八六〇年の頃には其の作付面積最高頂に達した</p>	G-pp. 52-55	<p>The indigo industry is an exception to the above statement, for the manufacture of indigo by European planters began in India before the end of the eighteenth century. …… The next fifty years saw a rapid growth of the industry and by 1850 indigo was one of the most important exports from India. …… The progress achieved in the spread of Indigo cultivation in 1860 was not exceeded during the next twenty years.</p>	<p>藍産業は上記の〔19世紀の後半にインドでプランテーションが発達するという〕発言の例外である。ヨーロッパ栽培業者によって18世紀末にインドでの藍生産が始まっているからだ。………来る50年の間に藍産業の急速な成長が見られ、1850年までには、藍は最も重要な輸出品の一つとなっていた。………1860年時点に藍栽培の普及において成し遂げられた進歩は次の20年間に越えられるものではなかった。</p>
		<p>独逸化学的染料の競争を受けて其後は発展するを得なかった。</p>	G-p. 130	<p>The effort of German scientists had been directed for a very long time towards the preparation of synthetic indigo; some of these attempts had been successful, but it was not until 1897 that the first commercially manufactured indigo was placed on the market. …… But the decline in the industry could not be checked.</p>	<p>ドイツ科学者たちは長期間、合成染料の生成について尽力し、その試みの中には成功したものもあったが、商用の合成染料が市場に登場したのは1897年である。………〔インドで様々な改良を試みた〕けれどもインド藍産業の衰退を止めることはできなかった。</p>
20	p. 42	<p>欧州人による最初の珈琲農場は一八四〇年に開始せられたるも、一八六〇年迄は振るわなかつた。同年以後十年間に生産は十倍し、その勢は一八七九年迄継続したが、ブラジル珈琲の競争による価格低下及び虫害の結果一八八五年迄に全く委縮し、珈琲園の多くは茶園に転換せられた。</p>	G-pp. 58-59	<p>The first coffee garden was planted by a European in 1840; the industry thus started did not, however, flourish till 1860. …… During the first decade after 1860 alone the exports of coffee increased nearly ten-fold and the same rate of increase continued till 1879. …… But already in 1875 the borer disease was creating havoc …….</p>	<p>ヨーロッパ人による最初のコーヒー農場は1840年に始まったが、1860年まで繁栄することはなかった。………1860年から10年間だけでも、約10倍近く輸出量の増加があり、1879年まで同じ増加率が続いた。………しかし、すでに1875年には虫害により大災害が起こり………。</p>
			G-p. 89	<p>The depressed prices were due to the dominant position of Brazil in the coffee market and the greater production of cheap Brazilian coffees.</p>	<p>安いコーヒー豆をブラジルがますます生産するブラジルが、市場において支配的な地位になり、価格は下落していった。</p>
21	p. 42	<p>茶樹のアッサムに始めて発見せられしは一八二〇年にして、東印度会社は一八三五年に試験的茶園を設けたが、真に茶産業の基礎の置かれしは一八五六年乃至一八五九年であった。</p>	G-p. 55	<p>The indigenous tea plant growing in a wild condition in Assam was first discovered about 1820. …… The attention of East India Company was directed towards it, and after some enquiries an experimental garden was started by Company in 1835. …… It may be said, however, that the foundations of the present tea industry were laid between 1856 and 1859.</p>	<p>アッサムにおいて野生で土着の茶樹が発見されたのは1820年ごろである。………東インド会社はその茶樹に注目し、調査の後、試験的茶園を1835年に始めた。………しかしながら、現在の茶産業の基礎は1856年から1859年の間に確立したと言って良いだろう。</p>
22	pp. 44-45	<p>印度に於ける新工業の助長奨励政策は既に一八八〇年の飢饉委員会報告書に於て推薦せられしところであった。</p>	P-pp. 306-307	<p>The Famine Commission of 1880……, and made detailed recommendations regarding “the directions in which the Government might usefully aid in fostering the inception of new industries.”</p>	<p>1880年の飢饉委員会は………「政府が新産業の発足を促進することに役立つであろうという発展の指針」に関する詳細な勧告を行った。</p>
		<p>一八九八年マドラス工芸学校長チャタートンが政府の許可を得てアルミニウムの試験工場を設立し、その良成績に鑑み一九〇〇年にマドラス州政庁は同氏を挙用して工業の組織及発達に努力せしめ、一九〇三年にはアルミニウム工業は試験期を経て其の工場を民間会社に譲渡経営せしむるを得、チャタートン氏は進んで製革織布等の改良及試験的製造に従事するに至った。</p>	P-pp. 309-310	<p>In 1898 Mr. (now Sir) Alfred Chatterton, then the Superintendent of the Madras School of Arts, obtained a small grant from the Government for experiments in the manufacture of aluminium vessels; and so well did they succeed that, in 1900, permission was obtained from the Secretary of State to employ Mr Chatterton for a term of three years for the development and organisation of technical trades and industries. …… at the end of 1903, after having successfully demonstrated possibilities of the aluminium industry, the Government sold their plant and stock to the Indian Aluminium Company, Mr Chatterton was pushing on with chrome tanning hand-loom weaving.</p>	<p>1898年、当時マドラス工芸学校の教育長であるアルフレッド・チャタートン氏は、政府からアルミニウム容器の機械製造実験のために少しばかりの補助金を得た。そしてそれは大成功を収め、1900年にインド担当大臣から技術的な諸商工業の発展・組織のために、三年間の期間にわたってチャタートン氏は登用されることになった。………1903年の終わりに、アルミニウム産業の将来性が証明された後、政府は工場設備を「インドアルミニウム会社」に売却し、チャタートン氏はクロムなめし革の製造・手織り織布などに取り組みはじめていた。</p>

23	pp. 44-45	而して当時の印度総督カーゾン は政府と実業界の連結、国内産業開発に対する政府の経済的任務を積極的政策と為したる最初の総督として、一九〇五年に商工業局を新設した。	P-p. 309	Prompted, no doubt, by the example of Madras, and feeling the need for a considered policy on the part of the Government in regard to the stimulation of industries, Lord Curzon created, in 1905, a separate Imperial Department of Commerce and Industry, ……….	間違いなくマドラスの成功例が呼び水となって、工業育成に関する政府の役割について政策の必要性が感じられるようになり、カーゾン総督は1905年に独立した帝国商工省を作った。
24	p. 45	然るに英国自由党内閣の印度大臣モーレーは自由主義の伝統に従いて、政府の任務は模範工場経営の如き一切の商業的活動に及ぶべからざるものと為し、マドラス州政府の政策をば、是認しなかった(一九一〇年)。	Ka-298	Lord Morley, in his despatch of 29th July 1910, deprecated the diversion to State managed commercial enterprise, of funds which were urgently required for the extension of industrial and technical education.	モーリー卿は1910年7月29日の公文で、工業と技術的教育の伸展にとって喫緊に必要とされる資金を流用することや、政府が営利事業を営むることに対し反対を表明した。
25	pp. 45-46	新政策の第一声は一九一五年十一月二十六日付ハーディング総督の公文にあらわれた。曰く、「印度の工業的能力を改善すべき明確にして意識的なる政策が戦後に於て採られねばならぬことは、益々明瞭となりつつある。然らざれば印度は益々諸外国の製造品の投売場となるであろう。……この重要な問題に対する印度世論の態度は一致的にして、之を無視するを得ざるものである。製造業者、政治家並に評論家は既に久しく印度工業に対する国家的援助の明確にして是認せられたる政策を要求して迫りつつあり、而してこの要求は苟くもその地位若くは知識がこの種の問題に何等かの興味を持たしめ得べきはどの各階級すべての印度人の同情を喚起するものである。……戦後に於て印度は事情の許す限り工業国として立つを得んが為め政府の与え得る最大の援助を要求する権利があると、自ら思考するであろう」と。	P-p. 312	and in their despatch of 26th November, 1915, Lord Harding's Government thus put the question to the India Office: "It is becoming increasingly clear that a definite and self-conscious policy of improving the industrial capabilities of India will have to be pursued after the war, unless she is to become more and more a dumping ground for the manufactures of foreign nations, …… The attitude of the Indian public towards this important question is unanimous, and cannot be left out of account. Manufacturers, politicians and the literate public have for long been pressing their demands for a definite and accepted policy of State aid to Indian industries; and the demand is one which evokes the sympathy of all classes of Indians whose position or intelligence leads them to take any degree of interest in such matters" and finally, "After the war, India will consider herself entitled to demand the utmost help which her Government can afford to enable her to take her place, so far as circumstances permit, as a manufacturing country."	そして、1915年11月26日の公文において、ハーディング総督とその政府は、インド省にむけて次のように動議した。「戦後、インド工業の能力を改善する明確で意識的な政策を、我々が採らねばならぬだろうことは、そうしなれば今より増して、インドは外国製品の掃きだめへと、なっていくことになるだろう。……インド公衆は、この重要な問題に対して、無視することはできないという姿勢で一致している。政府による明確でかつ一般に認められるような、インド工業保護政策を製造業者・政治家・知識人は、今まで、かつ、今も強く願っている。そして、このような問題に、あらゆる程度の関心をもたせる、そういつた立場や知識を持つ、全てのインド人階級の共感を惹き起している。」そして、最終的に「戦後に於て、事情の許す限り、自身が工業国の地位を獲得する為、政府による最大限の援助を欲する資格を持っていると自身をそのようにみなすだろう。」
26	p. 46	翌一九一六年印度政府は印度工業委員会を任命して印度資本の商業及工業に於ける有利なる新投資方面、並に工業発達に対する政府の直接的奨励の方法、に就て調査報告せしむることとし、	P-p. 313	The next year saw the appointment of the Indian Industrial Commission, with the following special terms of reference: —“(a) Whether new openings for the profitable employment of Indian capital in commerce and industry can be indicated. (b) Whether and, if so, in what manner, Government can usefully give direct encouragement to industrial development,	翌年、次のことを付託されインド工業委員会は任命された。(a) 商工業においてインド資本の新たな利益の運用が示されるかどうか。(b) もしそうならば、工業発展のため、直接的に政府が推奨する場合、どのような方法があるか。
27	p. 46	一九一七年には印度軍需局を設けて印度資源の管理及国内生産殊に鉄工業化学工業等所謂關鍵産業の発達促進を計らした。	P-pp. 313-314	In April, 1917, the Indian Munitions Board was formed to control and develop Indian resources ……… and special attention was paid to the development in India of what are called the “key industries.”	1917年4月、インド資源の管理・発展のためのインド軍需局が結成された。……そして、「關鍵産業」と呼ばれる産業を、インドで発展させるということに、格別な注意がつけられた。
28	p. 46	印度工業委員会の報告は一九一八年に提出せられた。その提案の基礎的条項は、(1)政府は将来印度をして人的にも物的にも益々自給的たらしむる目的を以てその工業発達に積極的に参与すべきこと、(2)その為には十分なる行政機関並びに科学的及技術的研究指導機関の設置を必要とすることであり、	P-p. 314	In its report, therefore, it adopted two fundamental propositions as the basis of all their constructive proposals: (1) that, in future, Government must play an active part in the industrial development of the country, with the aim of making India more self-contained in respect of men and material, and (2) that it is impossible for Government to undertake that part, unless provided with adequate administrative equipment and fore-armed with reliable scientific and technical advice.	従って、そのレポートでは建設的な目的の基礎として、二つの根本的な提案が採用された。(1) 将来、人的・物的な点でインドが自立することを目的とし、政府はインドの工業発展において積極的な役割を果たさねばならない。(2) 信用に足る科学的・技術的な報告を提供し、十分なる行政の設備や準備をそなえていなければ、政府が(1)の役割を果たすことは不可能である。

29	p. 47	一九一九年の印度統治法制定に際してのモーレー・チェルムスフォード宣言中にも、印度に経済的安定を得しむるのみならず、近代的国家として立たんとする印度国民の要求を充たさんが為め等々の理由により、工業発達に対する積極政策の必要が力説せられた。	Ka-p. 301	"on all grounds, a forward policy in industrial development is urgently called for, not merely to give India economic stability; but in order to satisfy the aspirations of her people and all their arguments were repeated in support of the policy, by Mr. Montague and Lord Chelmsford in their report	[1919年印度統治法制定の際]「全ての領域において、単にインド経済の安定というだけでなく、インド人民の願いを叶えるという点において、工業発展における急進的な政策が喫緊に求められている。……」そして、この議論の全てはモンタギュー・チェルムスフォードによる報告書において、繰り返し賛成されている。
30	p. 47	保護関税は印度国民の旧来の主張にして、一九一六—一八年の工業委員会に対する諮問事項中に関税問題の含まれざりしことは印度世論の不满を買いつくところであった。然るに印度統治法案に関する共同委員会は一九一九年十一月十七日付報告書に於て、「印度にとりてその消費者並に生産者の為めいかなる財政政策も正當なりとするにせよ、印度自らが自己の利害を考慮する自由を有すること、英本國、蒙州、新西蘭、カナダ、及南阿と同等たるべき事は全くの明白である。故に委員会の報告に於ては、印度政府と議会の間に一致の在りたる事項に限り関与を割くべきものである」ことを主張した。	P-p. 319	The specific exclusion of the question of tariff from the terms of reference of the Industrial Commission, therefore, naturally caused some hostile comment. The Joint Select Committee on the Government of India Bill which presented its report on the 17th November, 1919, "Whatever may be the right fiscal policy for India, for the need of her consumers as well as for her manufacturers, it is quite clear that she should have the same liberty to consider her interests as Great Britain, Australia, New Zealand, Canada and South Africa. In the opinion of the Committee, therefore, the Secretary of State should, as far as possible, avoid interference on this subject when the Government of India and its Legislature are in agreement"	工業委員会がその項目から関税問題を明確に排除したことで、当然ながらそれに断固反対する意見もあった。……インド統治法に関する共同委員会は1919年11月17日にその報告書を提出した。……「インドにおいて、生産者と同様に消費者のための健全な財政政策であれば、イギリス・オーストラリア・ニュージーランド・カナダ・南アフリカと同様に、インドは自身の利益を考えると自由を持つべきことは明らかである。従って、委員会の意見において、インド事務大臣はインド政府と議会が合意したことに対してでさうな限り干渉することは避けるべきである……。」
31	p. 47	この主義は一九二一年六月三十日付公文を以て英本國の承認するところとなり、かくて印度は完全なる財政自主権を得、同年十月には関税政策調査改良の目的を以て財政委員会が任命せられ、翌年その報告が提出せられたのである。	P-p. 319	The Principle here enunciated was accepted by the Secretary of State in his despatch to India of the 30th June, 1921. 7th October, 1921, the appointment of a Fiscal Commission to examine the tariff policy and make recommendations was announced.	ここで述べられた原理は1921年6月30日のインド事務大臣のインド宛公文において承認され、……そして1921年10月に関税政策を分析し、その勧告をだすため、財政委員会を任命することが公表された。
32	p. 48	財政委員会の報告の主要点は次の如くである。(1)国内産業の或ものを保護する為め差額輸入税率を設くべきこと、(2)保護を与ふべき産業の種類を決定し、其他関税行政の中央機関として関税局を設くべきこと、(3)特権関税の問題に関しては、一切の特恵も許与せられざるべく、而して特恵許与の手続は英本國に対しては一方的に印度政府の好意として、自治領に対しては印度政府と自治領政府との相互的協定による主義たるべきこと、(4)綿織物国内消費税の問題については其害悪たるを認め、議会は白紙状態にかえりその政策をば全然印度の利益に於てのみ規定すべきこと。	N-192-194	1. That the Government of India adopt a policy of Protection to be applied with discrimination along the lines indicated in this Report. 2. That a permanent Tariff Board be created whose duties will be, inter investigate the claims of particular industries to protection 3. (a) That no general system of Imperial Preference be introduced; but (d) That any preferences which it may be found possible to give to the United Kingdom be granted as a free gift. 4. That existing Cotton Excise Duty in view of its past history and associations be unreservedly condemned, and that the Government and the Legislature start again with a "clean slate", regulating their policy solely in the interests of India.	1. この報告書内で示されている差別関税を適用し、インド政府は保護関税を採用する。……2. 常設の関税局を設立し、その役割を特定の産業からの保護要求を調査すること。3. (a) 帝国内の一般的な特惠関税制度はこれを導入しない。しかし、……(d) イギリス本國へと与えられようと考えられる特惠関税ならば、それは片務的な贈り物として提供されること。……4. 現行の綿消費税はその歴史という観点からみて、無条件に廃止されるものであり、政府とその立法府は「白紙の状態」から再びスタートし、インドの利益のみを考え政策を制定すること。
33	pp. 48-49	世界大戦開始と共に財政難の爲め印度政府は数次の関税率引上を爲した。先づ一九一六年に一般輸入税は五分より七分五厘に引上げられたが、綿織物輸入税及消費税は共に三分五厘に据置かれた。翌一九一七年綿織物の輸入税をば七分五厘に引上げし、消費税は三分五厘に据置きたるが故に、それだけ綿織物に就ても自由貿易の主義より離れることとなったのである。	A-p. 347	Whilst it was believed that the war would be a matter of a few months only, no permanent financial changes were made, but after a time it was realized that more drastic steps must be taken to increase revenue. Hence in 1916 the general import duty was raised from 5 per cent. to 7 1/2 per cent., the cotton duties and excise remaining unaltered at 3 1/2 per cent. In 1917 the duty on imported cotton piece-goods was raised from 3 1/2 per cent. to 7 1/2 per cent. as the countervailing excise was left at 3 1/2 per cent.	一方、戦争はほんの数カ月のことと思われており、恒久的な財政政策を施していなかった。しかし暫くするとより徹底的な歳入増加案を探られなければならないことがわかった。従って、1916年に一般輸入税が5%から7.5%へ引き上げられ、綿の関税と消費税は3.5%のままであった。……1917年に綿製品の輸入税は3.5%から7.5%へ引き上げられ……相殺消費税は3.5%のままであった。

p. 49	一九一九年に生皮革輸出税が新設されたが、之は単に財政収入上の目的のみならず国内産業保護の趣旨に出た。又この生皮革輸出税は英帝国内に輸出製革せらるるものに対しては三分の二の特恵を与えるものにして、即ち特惠関税の主義を含むものであった。	A- p. 347	In 1919 an export duty was also levied on raw hide and skins. This duty introduced to protect the Indian tanning industry (not only to provide revenue), and on the other it introduced a measure of imperial preference, as a two-thirds rebate was given on hides and skins exported to, and tanned within, the Empire.	1919年に生皮革にも輸出税が課されることになった。この課税が導入されたのには歳入増加だけでなく、インドのなめし皮革産業の保護のためでもある。他方、帝国内で製革、もしくは帝国へと輸出される皮革には三分の二の払戻しがあるという帝国特惠関税が導入された。
34 p. 49	一九二一年に一般輸入税(綿織物も含む)は七分五厘より一割一分に引上げたが綿織物消費税は以前三分五厘に据置かれた。一九二二年に一般輸入税は一割五分に引上げたが綿織物は一割一分に据置かれた。而して本綿紡績業に於ける引きつづきての不況によりボンベイ及びアーメダバッドの紡績工場主は代表者を政府に派して綿織物消費税の撤廃方を陳情し、その結果一九二五年秋に於て右消費税は停止せられ、一九二六年に全く廃止せられた。	A- pp. 347, 355	In 1921 the general import rate, including the duty on the import of cotton piece-goods, was again raised, namely, from 7 1/2 per cent to 11 per cent. The subsequent depression in the cotton mill industry led to a deputation of the mill-owners of Bombay and Ahmedabad asking for the abolition of the excise, and resulted in its suspension in the autumn of 1925. In the Finance Act of 1926 it was definitely abolished.	1921年に綿製品を含む一般輸入税は、再び引き上げられた。すなわち、7.5%から11%へと変わったのである。……綿工業における次の不況により、ボンベイとアーメダバッドの綿業工場主の代表団は、消費税の撤廃を要請し、その結果1925年の秋に停止することになった。最終的に1926年の財政法において、それは廃止となった。
35 p. 49	印度紡績者は更に綿糸に関しても政府の保護を要求して止まず、一九二七年の法律により紡織機械及び工場用品の輸入税を撤廃せるのみならず対して1封土1アンナ半若しくは従価五分の輸入税を賦課し、同時に輸入綿糸を原料とする手工業織布者への打撃を緩和する為めその同じ原料として近年使用料の増加せる人造絹糸の輸入税をば一割五分より七分五厘に引下げた。	A- p. 273	…… and the Bombay Mill-owners' Association sent a deputation to the Viceroy in July 1927 to ask for a greater measure of assistance. Eventually (in August 1927) the Government revised its original decision, and brought in a Bill providing not only for the removal of the import duty on textile machinery and mill stores, but for the imposition (until March 1930) of a duty of 1 1/2 annas per pound (or 5 per cent ad valorem, whichever is the higher) on imported yarn, and for the reduction from 15 to 7 1/2 per cent of the import duty on artificial silk yarn. The reduction of the duty on artificial silk yarn is intended to minimize the effect on the hand-loom industry of the duty on cotton yarn, as artificial silk yarn is increasingly used by hand-loom weavers.	そして、ボンベイ綿業者組合は1927年7月に総督へ代表団を派遣し、支援策の拡大を請願した。最終的に1927年8月に当初の決定を改定し、工場や織布機械の輸入税を撤廃するだけでなく、1930年3月まで1ポンド1.5アンナ、もしくは従価5%の課税、どちらか高い方を輸入綿糸に課し、人口絹(レーヨン)の輸入税を15%から7.5%に引き下げることまでをも規定した法案を提出した。人口絹は手工業者による使用が増加しているため、それへの減税は綿糸輸入税の増加による手工業者への影響を、最小化することを意図している。
36 pp. 49-50	印度の紡績工業は一九世紀末以来発達し来り世界大戦と共に飛躍的に発展したが、戦後外国品(主として日本)の競争及び不況の結果、以上の如く政府の保護を要請するに至りしものである。	A- p. 268	The chief causes of the depression that are peculiar to India are the increased competition from Japan, the loss of the China trade in yarn…… Japanese competition is the chief basis of the demand for protection……	インド特有である不況の主な原因は、日本との競争の激化・糸類における中国貿易の減少……日本との競争が、保護要請の主要な基礎になっている。
37 p. 50	近代製鉄工場の最初は一八七五年に設立せられしベンゴール鉄鋼会社にして専ら製鉄に従事し、一九〇三年製鉄をも試みたが成功しなかった。大戦後製鉄会社は増設せられたが、製鋼業として見るべきものは一九〇七年創設のタータ鉄鋼会社あるのみ。同会社は一九一一年に製鉄を開始し、一九一三年に製鋼を開始した。政府は国有鉄道材料の注文契約、会社使用原料鉄道運賃特別割引等の特典を与えて之を保護した。	A- pp. 242, 243	The only large-scale ironworks successfully established in India during the nineteenth century were those of Bengal Iron and Steel Company, founded at Barakar, near Raniganj, in 1875. This firm in 1903 attempted the production of steel, but abandoned the attempt within a year, having lost heavily. As the latter is produced on a large scale only by the Tata Iron and Steel Company,…… his sons founded (in 1907) the Tata Iron and Steel Company Ltd.…… the contraction of the plant was completed and production of iron began in 1911, and that of steel in January 1913. The Government assisted by undertaking to purchase on behalf of the State railways some 20,000 tons annually of steel rails for a period of ten years,…… and gave a concession of 0.15 of an anna per mile on the railway freightage of all raw materials required by the works.	19世紀の間にインドで設立された大規模製鉄工場が唯一成功したのは、1875年にラニガンジの近くバラカールで創設されたベンガル鉄鋼会社である。この会社は1903年に鉄鋼生産を試みたが大損失を招き、1年以内に生産を中止した。……後者〔鉄鋼〕を大規模生産しているのはタータ鉄鋼会社のみであり……〔創業者の〕息子が1907年にタータ鉄鋼株式会社を設立し、……工場が完成して製鉄が始まったのが1911年であり、鉄鋼生産は1913年1月に始まった。……政府は向こう10年間、毎年2万トン、国有鉄道で使用するためのレールを購入することでタータを援助し、……タータが操業するのに必要なあらゆる原材料の貨物運送料が0.15アンナ割引された。

38	p. 50	世界戦争の勃発に際し軍需品其他の生産上タータ会社が重要な役割を果たし、従ってその戦時中及戦後の発展が如何に印度政府より重要視せられたか、如何にタータが戦時利潤を獲得したか、工場大拡張を計画して其の竣工せざるに先ちて戦争終局したる為め如何に経済的大打撃を受けねばならなかったか。	A- p. 244	During the war the company held an almost monopolistic position in the Indian market and received great encouragement from Government, …… that it made with Government for the supply of steel goods for the war purposes, …… and the so-called "greater extensions" were definitely projected. It was intended that the new plant should be completed by 1920-21, but unlooked-for delays occurred, owing to the extreme economic instability of the period, so that full production did not actually begin until 1925. Nevertheless, the company earned fair profit up to, including, 1920-21.	世界大戦中、インド市場でほぼ独占的な地位を〔タタ〕会社は占め続けており、政府から大規模な助成を受けていた。……軍事目的で鋼製品の供給を政府と契約していた。……〔1916-17年の発展により〕いわゆる「大躍進」と呼ばれる計画が立ち上がった。新工場設立は1921年までには完成する予定であったが、予期せぬ遅滞が起こった。それは、この〔戦後〕時期におこった極度の経済混乱のせいであった。そのため、最大限の生産は1925年まで実質的に始まらなかった。しかし、混乱期の1920-21年を含めタタはかなりの利益を上げた。
39	pp. 50-51	タータは政府の保護を要求し、政府は既に之を保護すべき政策上の転換と機関とを備えて居たのである。即ち一九二二年に鉄鋼製品の輸入税は二割乃至一割五分課せられて居たが、関税局は之を二倍若しくはそれ以上引上ぐる必要ありと認定し、その報告に基づいて印度政府は鋼工業保護法（一九二四年）を制定して平均三割三分1/3の輸入税を課し、更に生産奨励金を与うることとを為した。然るに同年夏に於けるルビー比価の昂騰は輸入品の突然の値下りとなり、輸入外国品の競争に苦しめるタータはさらに政府の保護に訴え、政府は生産奨励金の増額を為した。	A- pp. 245-247	The Board …… and recommended that the existing duties of 15 per cent. <i>ad valorem</i> on imported steel and 10 per cent. on steel rails and some other specified articles should be doubled, or more than doubled. …… In accordance with the Board's recommendations the Steel Industry (Protection) Act, 1924, was passed, …… The result, in short, was the imposition of duties averaging about 33 1/3 per cent. <i>ad valorem</i> , …… In addition, bounties were granted on the production of steel rails, fishplates, and railway wagons. …… Unfortunately, owing mainly to the sudden rise in the sterling value of the rupee in the summer of 1924 …… and unexpected fall in the price of steel imports, …… Tata's applied to the Tariff Board for increased protection, …… the Government decided that a bounty on production (in addition to the existing duties) be more appropriate and less costly.	関税局は……そして現行の輸入鉄鋼に対する15%の従価税、また、鉄鋼のレールや他の特別な物品に対する10%の税を2倍、もしくはは2倍以上にすべきと推薦した。……関税局の推薦に従って、鉄鋼工業（保護）法が1924年に通過し……、要するに、この結果は平均33.3%の従価税を課することになった……。加えて鉄鋼のレール・継ぎ目板・貨車に対して報奨金が与えられることになった。……不幸にも1924年夏にルビーのスターリング貨に対する比価が突然上がったことよって、…予期せぬ輸入鉄鋼の値段下落が起こった。……タタの関税局に対する保護増加の要請は……より適切でコストがかからないと政府は報奨金を（現行の税制に加えて）採用した。
40	p. 51	紡績及製鋼業の外には、製紙、マッチ、合せ板及茶箱業に対して若干の保護関税を与え、また工業原料たる硫黄、亜鉛等の輸入税を免除したる外、関税局に向かつて保護を請求したる産業中に手も石炭石油セメント等の工業に対しては之を承認しなかつた。要するに印度の諸工業は未だ保護関税の広汎なる範囲にわたる適用によりて国民的利益を増進するを得るほどの発達段階に達し居らざるものと認められている。	A- pp. 352-	Of the industries claiming protection (apart from the steel and allied industries) only the cotton mill, coal, and mineral oil industries are at present large and important industries, and-as already seen-the Tariff Board concluded that protection was not justified for either the coal or mineral oil industries, and only a very minor measure of increased protection was granted to the cotton mill industries, and only a very minor measure of increased protection was granted to the cotton mill industry. The other industries are all at an early stage of development. Tariff Board was unable to recommend protection for the cement industry (which is suffering mainly from over-protection for the inland market), …… the Government preferred to impose protective duties on certain types of paper. It upheld the claim of the match industry for protection, …… The Government has also decided to protect the plywood and the tea chest industry.	製鋼業とその関連企業を除く保護主張のうち、綿工業と石炭業、鋳油業のみが今現在、規模が大きく重要な工業である。そして、既にみたように石炭業と鋳油業には保護が正当でないと同関税局は決定し、綿工業にだけ僅かばかりの保護が追加で与えられた。その他の工業は、全て発展の初期段階にあったのだ。国内市場で保護過多であったセメント業に関税局は保護を推さなかつた。……〔関税局とは違い〕この種の製紙に保護関税を課すことを政府は好んだ。マッチ業の保護要請は採用され、……政府は茶箱業と合板業にも保護を与えることを決定した。

第二節：印度工業の特徴					
41	p. 52	印度は世界連盟よりて世界八大工業国の一として認められた。	P-p. 164	India's claim to recognition as one of the eight State of chief industrial importance has lately been upheld by the League of Nations.	八大工業国の1つとして認められるというインドの主張は最近になって国際連盟によって支持された。
42	p. 52	一九二一年の国勢調査によれば、全人口中都市居住者は一〇・二% (一九〇一年には九・九%), 一九一一年には九・四%), 人口十万以上の大都会居住者は二・六% (一九〇一年に二・二%), 人口十万以上の大都会三五の中少なくとも四は一九一一年以来人口の絶対的減少を見た。	A-p. 8	According to the census of 1921, only 10.2 per cent. of the population of India is urban (as compared with 9.9 per cent. in 1901); rather less than 2.6 per cent. of the population lives in big cities (as compared with 2.2 per cent. in 1901); no less than four of the thirty-five towns that rank as cities have actually declined in population since 1911-12.	1921年の国勢調査によれば、インド総人口のうち、都市人口は1901年に9.9%, 1921年には10.2%に過ぎない。更に大都市人口にいたっては1901年2.2%, 1921年2.6%もない。そして、1911-1912年以来、35都市のうち4都市もが事実上、人口が減っているのだ。
			P-p. 132 and only 9.4% in 1911, dwelt under urban conditions	そして、1911年にはたった9.4%が.....都市環境の下、暮らしていた.....
43	pp. 52-53	又職業別について見れば全人口中農業人口七二・九八%に対し、工業に依存するものは一〇・四九%にしてしかも一九一一年以来六・〇%の減少である。而してこの一〇・四九%は工場従業員のみならず手工業者をも包含するものにして、しかもその大部分は手工業者小工業者である。	P-p. 130	The occupational statics collected in 1921 show that, out of every hundred of her population, India gives 72.98 to agriculture and pasture, 10.49 to industry,	1921年に職業統計が実施された。それによれば、インド人口のなかで、72.98%が農業従事者、10.49%が工業従事者であり、.....
			A-pp. 61-62	Of the 10.5 per cent. of the population dependent upon industry, the bulk was supported by "unorganized," and only about 4 per cent. by "organized" industries.	10.5%の工業従事者のうち、大半が「組織化されていない」工業で生計を立てており、「組織化された」工業に従事するものは、たった約4%しかいない。[6%マイナスはA-p. 61にある表の中に記載あり]
44	p. 53	工業人口三千五百万人中本業者一千七百万人、この中機動力による大工業従業員は僅かに八十二万人、手工業者小工業者一千六百万人である。鉱山、工場付農場、及近代的工場に従業するものを合するも僅かに二百六十万、これに対して農業従業者は一億六百万人である。印度に於ける最大工業たる木綿紡績に就て見るも之を英国と比較する時はその普及程度は左表の如く著しく劣勢である。	P-p. 157	There were, a short time ago, so he shows, of the 315 millions peopling India, 35 millions depending on industry. Of that number, 18 millions were dependants, leaving 17 millions actually employed. And of these, only 823,000 were known to be employed in power mills, leaving over 16 millions a occupied in small workshops.	ユーバンク氏が示したように、3億1500万人のインド人口のうち、3500万人が工業を生業としている。更にその内、1700万人が実際に雇われている。そして、更にその内、動力工場で働いているのはたった823,000人しかいないことがわかっており、残りの1600万人以上は小さな作業場で働いている。[表はP-p. 193からの引用]
			A-p. 8 and only 2.6 million workers are employed in mines, plantations, and organized industrial establishments, as compared with 106 millions employed in agriculture,	そして、260万人の労働者が鉱山業・プランテーション・近代工業の職に就いており、1億600万人の農業者と比べると、.....
45	p. 53	一九二一年に於て工場数は四、〇八〇、この中休止工場一八、平均一日従業人員百二十六万人、二十万人以上を雇用する工業は木綿、黄麻、及び炭坑の三つに過ぎない。	P-p. 166	At the present day, there are only three industries in India—cotton, jute, and coal-mining—which employ more than 200,000 workers each; according to a recent publication, the total number of factories in 1921 was only 4,080, of which 118 remained closed throughout the year, and the total average daily number of persons employed was only 1,263,658.	現在において、インドには次の3工業しかない。コットン・麻・炭鉱業、この3つである。これらは各々が200,000人以上の労働者を雇っており、最近の発表によると、1921年における工場の総数は、4,080しかなく、さらに、その内118は年中閉鎖しており、1日当たり平均1,263,658人しか働いていない。

46	p. 54	<p>大体に於て過去の印度人の経済生活は停滞的たりしを免れない。ガドギル氏はその著「近世に於ける印度の産業的進化」の結論に曰く、「全研究は次の諸点を力説する、新工業の極めて緩慢なる発達と旧工業の部分的衰頹、土地に対する人口圧力の増加、農業上の改良殊に労働節約方法の採用に於て為されたる進歩の極めて小なること。顕著なる変化の生じたるものは農業にもあらず工業にもあらずしてただ商業に存した。商業の方法は革命せられ、内国商業と外国貿易共に甚だしく増加した。市場は今やより広くよりよく組織せられた。併し乍ら工業の進歩はこの商業上の革命と手を携えて進まなかつた。成し遂げられし僅少な進歩の辿りし途は特異なるものではなかつた。それは殆んどあらゆる点に於て多くの他国に於ける産業進化の途を辿つたのである。されば印度の産業進化を特徴付ける唯一のものはその緩慢性に存した。」</p>	G- pp- 218- 219	<p>The whole survey emphasizes all these points: the very slow growth of new industries and the partial decay of old ones; the increasing pressure of the population on the land; the very small progress made in agricultural improvement—especially in the introduction of labour-saving appliances. The considerable change that has come about, is neither in agriculture nor in industry, but in trade. The methods of trading have been revolutionized, and the volume of both internal and external trade has increased enormously. The markets are now both wider and better organized. But the progress of industry has not gone hand in hand with this commercial revolution. The lines which the small progress that has been achieved has taken are not, indeed, peculiar. they follow in almost every respect the lines of the industrial evolution in most other countries. The only thing, then, remarkable about this industrial evolution of India has been its slowness.</p>	<p>これまでの全研究は次の点を強調している。新工業の発達が極めて緩慢であること・土地に対する人口圧力の増加・農業分野の改良、特に労働を節約する機器の導入において少しの進歩しかなされていなく、これらである。目を見張る進歩を見せたものは、農業でも工業でもなく商業であった。商業の方法は革新されていき、国内・外国、双方の取引量はかなり増加していった。市場は今やより広く、より高度に組織されている。しかし、工業の発達は商業革命と手を携えていくことはない。少しばかり成し遂げられた進歩の道筋は、全く特異なものではなく、ほぼ全ての点において多くの他国における工業発展の道筋を辿つていったのだ。それならば、インドの工業発展について注目すべき点は、その緩慢のみである。</p>
47	p. 54	<p>近代工業の発達の遅緩と共に、その不均衡が存した。印度工業委員会報告（一九一八年）は印度工業発達の不均衡且つ不十分なるを認めた。</p>	Ka- p. 301	<p>The Commission's conclusions in this connection are worth quoting. It says: "The industrial system is unevenly and in most cases inadequately developed ………"</p>	<p>これに関連して、委員会の結論は引用する価値があるだろう。「工業機構は不均衡、かつ、ほとんどの場合において不十分な発達をし……」</p>
48	p. 55	<p>次に凡そ発達し得たりしほどの近代資本主義的企業は概ね外国人殊に英人の創設であり且つ支配するところに属する。</p>	P- p. 185	<p>A striking feature of large-scale enterprises is their exotic origin.</p>	<p>大規模企業における際立った特徴は、その起源の外來性である。</p>
49	p. 55	<p>最初の木綿紡績工業は一八五三年バルシー商人ダバル氏のボンベイに建設したるものであり同じ頃一英人ランデン氏も亦工場を建てたという。</p>	P- p. 188	<p>Though the first cotton-mill on Indian soil was established at Calcutta in 1838, it was not till 1853, when the enterprising Parsee merchant, Cowasji Nanabhoy Davar, erected a mill in Bombay with 5000 throttle spindles, that the production of yarn and cloth by steam-power in India can be said to have had its foundations well and truly laid. About the same time, one Mr Landen, an Englishman, is said to have started a small mill ………</p>	<p>インドの地に初めて綿工場が設立されたのは1838年である。しかし、1853年、バルシー（ゾロアスター教徒）のダバル氏がインドで5000錠の紡績機をもって、蒸気機関を用いて糸や布を生産する工場を設立したことで、その基礎が本当に築かれたと言えるだろう。同じ頃、イギリス人のランデン氏が小さな工場を操業し始めたと言われている。</p>
50	p. 55	<p>併し乍らボンベイ紡績業の隆盛に向かいしは一八八七年印度人たるタータ氏の建てしエムプレス工場以来にして、今日全印度の綿糸生産額の四分の三を占めるボムベイ州の工場の大部分は印度人資本家の手に属する。但しその経営及技術に於て英人を使用するもの少なくない。</p>	A- p. 260	<p>The first successful mill was started in Bombay in 1853, but rapid expansion did not occur until the last quarter on the nineteenth century. The famous "Empress Mill," established in Nagpur by Mr. J. N. Tata. Started work in 1887, and was followed speedily by the erection of mills in many other parts of India, ……… about three-quarters of the mill output of the whole of India is still produced in Bombay Presidency. From the beginning the industry was financed and controlled mainly by Indians, including a large number of Parsees, although European managers were often employed.</p>	<p>1853年、ボンベイにおいて初めて軌道にのった工場が建てられた。しかし、1875年に至るまで急速な発展はおこらなず、1887年にナーグプルでタータ氏により設立された、かの有名な「エムプレス工場」が操業し、その後インドの各地で次々と工場が建てられていった……工場製である綿製品のうち約75%が今でもボンベイ州で作られている。初期のころからこの工業は、多くのバルシー人を含め、主にインド人が資金を供給し、管理経営を行っていた。とはいえ、西洋人の経営者もよく雇われていた。</p>
51	p. 55	<p>次に、ベンゴールを生産地とする黄麻工場は一八五五年一英人アクランド氏の創設したるを最初とし、現在に於ては事実上スコットランド人の独占に属する。</p>	P- p. 185	<p>The jute industry was started by two Englishmen, Acland and Henderson, and is now a practical monopoly of Scotchmen from Dundee.</p>	<p>アクランドとヘンダーソンという2人のイギリス人が麻産業を興し、現在は実質的にダンディーからのスコットランド人による独占状態にある。</p>
		<p>The manufacture of jute, on large scale, started in India in 1855……… when Mr. George Acland brought out a jute-spinning machine from Dundee.</p>	A- p. 279	<p>インドにおいて、大規模な麻工業は1855年に始まり、………ジョージ・アクランド氏がダンディーから麻紡績機を持ち込んだ時であった。</p>	

52	p. 55	南印度に於ける鉱業はアイルランド人ラベル氏の基礎を据えしものにして、此地方に於ける主要鉱山は全く欧州人の手にある。炭鉱業に於ては英人の支配勢力は完全とは言うを得ないが、金属非金属業に於ける主要割合は英人に属するものと言い得よう。	P- p. 185	The credit of having laid the foundations of modern mining in South India must go to one M. T. Lavelle, an Irish soldier on the Munity, …… and the great mining industry of that part of India as completely in European hands. In coal-mining, the European's sway is not quite so complete …… metalliferous or non-metalliferous, the predominant share is that of the European.	大暴動におけるアイルランド人兵士であった M. T. ラベルにこそ、南インドの近代的鉱山業の基礎を据えた称賛が贈られるべきだ。……そして、その地区の主要な鉱山業は完全に欧州人の手中にある。炭鉱業においては、欧州人の支配は完璧というほどでもない……金属・非金属において、欧州人が支配的な役割を担っている。
53	pp. 55-56	毛織、製紙、製革、醸造、製米、製材、機械製作、などの諸工場もその創設及び支配に於て大部分英人の手に属する。茶、珈琲、藍等の農場的工業も亦然り。大体に於てボムベイの紡績業を除き、工業各部門に於ける近代的工場は英人によりて創設せられ、その支配経営並びに高級役員の地位は引続き英人の手に属し、印度人は廉価なる労働力供給者の地位に於て之等工業の発達に与ったと言い得るであろう。	R- pp. 173-178	The trade in indigo was made a European monopoly in the very early days of British rule, …… There were six woollen mills at work at the end of 1913, …… They are almost of them, if not all, in the hands of British firms, …… There were seven paper mills at work at the end of 1913, …… The industry is principally in the hands of British firms, …… Breweries, this is a purely British industry in British hands, …… Rice mills and saw mills are most numerous in Burma, and "are mainly in European hands," …… Tea and Coffee, both these industries are in the hands of Europeans ……	藍業においてイギリス支配のかなり初期から欧州の独占状態であった。……1913年の終わりに操業中の毛織物工場は6つであった……すべてを網羅しているわけではないが、その内のほとんどがイギリス企業の手中にある。……製紙業は1913年に7工場ある。……製紙業はほぼイギリス企業に牛耳られている。醸造業、これは全くもってイギリスの手中のあり、イギリス的工業だ。精米工場と製材工場はビルマにおいて最も多数存在し、「主に欧州人の思いのまま」だ。……茶業・コーヒー業、これら両方とも欧州人の管理下にある。……
			A- p. 109	The plantations and large-scale industries-including the tea, coffee, rubber, textile, coal-mining, engineering, iron and steel, and chemical industries-have, on the country, grown up during (or since) the middle of the nineteenth century; many of them have been actually promoted by European, and their organization has been influenced fundamentally by Western ideas.	茶・コーヒー・ゴム・織物・石炭・工学・鉄鋼・化学、これらを含む、プランテーションと大規模工業は19世紀後半の間、もしくは今でも成長しており、ほとんどが実質的に欧州人が発展を促進したものだ。そしてこれら工業の組織・構造は西洋思想から根本的に影響を受けている。
54	p. 56	印度人資本家も亦之に付随する単なる出資者又は商人の地位に止まり、自ら産業資本家の地位に進みたるものは多くはない。この外、外国貿易業海運業銀行業に於ても、又印度工業組織に特有する代理経営に於ても(但しボンベイは除く)欧州人及び欧州人資本家が支配的地位を有する。	P- pp. 185, 281	The contribution of the local people in the establishment of these industries was their physical labour; so that the direction and control of industries, as well as the filling up of the higher posts, have remained with the European in almost unbroken succession.	こういう工業の設立において現地人が貢献したことと言えば、それは肉体的労働だ。高い地位を独占し、工業の支配と統率は、ほぼ途切れることなく欧州人のものであった。
			A- p. 153	…… it has been pointed out that India's foreign trade is adequately served by steamship companies, but that Indians themselves are hardly represented in the actual shipping trade, and that only small wooden craft are constructed in India.	このことは、指摘されていることである。それは、汽船会社がインドの外国貿易を十分に行っているが、インド企業自身が実際の海運業をほぼ担っていないし、インドでは小さな木造船のみがつけられていた、ということだ。

55	p. 56	<p>印度に於ける資本投資総額は一九一七—一八に約五億七千万磅と積算せられ、其中八割一分は鉄道等の資本的支出及び公債貸付金にして一割九分が株式会社の払込資本である。而して印度に於ける英国資本の投下額は推算區々にして、エコノミスト誌（一九〇九年）は四億七千万磅といひ、ベイシユは（一九〇九—一九一〇）印度及びセイロンを併せて三億六千万五千三百九十九千磅、同じ頃ハワードは印度のみにて四億五千万、アブラハム（一九一九年）は四億万磅と見積る。いずれにせよ印度に於ける投資総額の大部分が英国に属することは明白である。</p>	P- p. 281	<p>The total amount of capital invested in India in 1917-18 was estimated approximately at £570,000,000, out of which 81% represented capital outlay, debts and loans, and 19% the paid-up capital of joint stock companies. …… No accurate information relating to foreign capital in India is available, though various estimates have often been made. In 1909 it was calculated that British capital in India was in the neighbourhood of £470,000,000. Sir George Paish has discussed the subject …… and according to him, India and Ceylon took about £365,399,000. …… Yet another estimate is that of Mr H. F. Howard, who puts India's share at £450,000,000. …… Sir Lionel Abraham mentioned £400,000,000 ……</p>	<p>1917-1918年における投資額の総計は約5億7000万ポンドとみられ、その内81%が資本的支出、貸付および負債で、残りの19%が株式会社の払込済み資本金であった。……色々な見積もりが作られるが、インドの外国資本に関して利用できる正確な情報は無い。1909年にインドのイギリス資本額が計算され、大体4億7000万ポンドであった。ジョージ・ベイシユ卿がこの件について考察したところ、……インドとセイロンで3億6539万9000ポンドとみなされた……さらにもう一つのハワード氏の概算によると、それは4億5000万ポンドであり……ライオネル・アブラハム卿が述べたところによれば、それは4億ポンドであるという。</p>
56	p. 56	<p>株式会社のみについて見れば、一九二五—二六年度に於て印度に本店を有するもの五、三一一会社、資本金二億七千万ルピーに對し外国に本店を有するもの八九会社、資本金五億五千四百萬磅（七十三億八千万ルピー）である。</p>	A- p. 110	<p>The progress of Joint Stock organization amongst Indian traders and industrialists is still considered unsatisfactory, and in 1925-26 it was calculated that there were 819 companies at work in India, but registered elsewhere, with a sterling capital of £554 millions (Rs. 738 crores), as compares with 5,311 companies with a capital of Rs. 277 crores registered and at work in India.</p>	<p>株式会社という組織が、インド商工業者へ十分に浸透しているとはいひ難い。1925-1926年において、次のことが集計された。819の会社がインドで操業しかつ外国で登記しているものであり、その資本金5億5400万ポンド、(73億8千万ルピー)であった。それに比べてインドで操業し、かつインドで登記しているもの、5311会社、資本金27億7千万ルピーであった。</p>
57	pp. 56-57	<p>尚英国資本にして印度に会社を設立し、ルビー株式を以て投資せるものあるを考慮にくわえねばならない。一九二三年三月末日を以て終る一ヶ年間に印度より海外に支払われたる投資利子配当は一千万七千五百五十万磅、此他運送、保険、銀行等の業務に関する支払超過二千三百万磅なりといへば、以て印度に於ける外国資本—その大部分は英国資本—の勢力を察するべきである。</p>	P- p. 282 脚注	<p>For an estimate of India's net expenditure in interest for overseas capital invested, …… India in the year ended March 31st, 1923, is estimated to have remitted over 26 crores of rupees, or, say, £17,500,000 for interest and dividends abroad. Shipping, transport, insurance, banking and other like charges involved India in a payment on balance of some £23,000,000 in addition.</p>	<p>海外からの投資におけるインドの総利子支払い費用を見積もるために……。1923年3月31日までの1年間インドは利子と配当で2億6千万ルピー以上、つまり1750万ポンドが送金されたと思はれている。海運・運輸・保険・銀行やその他費用として、結局のところ2300万を追加してインドが支払うことになっていた。</p>
58	p. 57	<p>印度資本主義企業の外國的起源並に外國的支配、之れ私が印度工業の特徴として挙ぐる第二点である。</p>	P- p. 185	<p>A striking feature of large-scale enterprises is their exotic origin.</p>	<p>大規模企業における際立った特徴は、その起源の外来性である。</p>
59		<p>印度はモグル王朝時代宮廷の需要に對する工芸的手工業、並に印度に特有なる共産村落制に基く日用品手工業が発達し、英国統治下に於ても村落制の特性は今日に至るまで尚崩壊しきらず、キャスト及び共同家族制も亦尚存続せるが故に、之に基礎を置く手工業、並にその稍々資本主義社会に適應して組織せられたる小工業も亦現在に於て尚印度經濟生活の重要部分を爲し</p>	G- pp. 9-10	<p>The towns had only one kind of industry, the art and the luxury industry; and these depended for their continued prosperity, essentially, on the demand of the nobles and court. …… The institution of the village community, no doubt, is one which was once common almost all over Europe and Asia. The form which it took in India was peculiar ……</p>	<p>都市工業の種類は奢侈工芸品という一種類のみであった。そして基本的に、これらの工業の命運は貴族や宮廷による需要が握っていた。……村落共同体の設立は、間違いなく、かつてヨーロッパ・アジア中のほとんどこに見られたものである。〔しかし、〕インド内で実現した村落の形は特有のものであった……しかし、インド村落共同体に特有の特徴は全ての職人が</p>
			P- p. 132	<p>The idea of caste as governing vocation is still so dominant that many persons return their caste occupation ……</p>	<p>職業統制としてのカースト制は、いまだ支配的であり、そのため多くの人が自身のカーストにあった職業に再び戻ってきている。</p>

60	pp. 57-58	<p>手工業の広汎なる範囲における持続、之れも亦現代印度工業の一大特徴を為す。手工業小工業の最も主要なるは木綿紡績であった。この中綿は機械的製品の競争の結果20世紀初に至る迄の間に完全に消滅したが手機織物は今日なお存続し、たとえ大体に於て没落過程にありとはいえその衰微速度は甚だしく遅緩である。蓋し印度人の需要する特殊高き級品及び粗布、即ち甚だしき高番手及び甚だしき低番手の綿糸を原料とする製布は機械的工場生産に適合せず、ここに手工業者存在の余地が残されたのであった。</p>	P-pp. 137-144	<p>By far the most important cottage industries of India are those connected with spinning and weaving. The broad conclusion that follows from these figures is that the once-famous staple manufactures of India have fallen on evil days. and attributes this to the almost complete extinction of hand-spinning. Nowadays, hand-loom is easily worsted by machinery in the ordinary middling qualities, but at both ends of the scale it can still hold its own. Thus the beautiful, solid-bordered cloths of Salem and Madras, are as yet unaffected by the direct competition of power-looms. Likewise, in the manufacture of very coarse cloths, the large quantities of Dugearse cloth that are now made on the hand-loom do not compete directly with machine-production.</p>	<p>インド家内制工業のうち、圧倒的に重要なものは紡績と織布である。……これら〔衰退を示す統計上の〕数字が示す一般的な結果は、かつての主要工業が最悪の日々へと落ちて行つたということだ。……そして、〔ゲイト卿は〕綿織物工業の衰退は、手紡績業がほぼ完全に消滅したことによるものとした。……今日、よくある普通の品質レベルにおいて、手織は簡単に機械にとつてかわられる。しかし、高低、2つの品質においては、手織りはいまだ、自身の領域を確保している。……従つて、セーレムとマドラスのソリッドボーダーの衣服は、今までのところ機械製の製品と直接競争する影響を受けていない。同様に、粗布地において、ダンガリー地の衣服が大量に手織りで作られており、機械製品と直接に競争関係にない。</p>
61	p. 58	<p>手機の総数は今日尚二、三百万台を算するという。又手機の綿糸消費量は一八九六-九七年度に於て印度に於ける綿糸供給高(生産及輸入を含む)四七・三四クローア封度中、二〇・二クローアを占めた。累年の見れば一八九六-一九〇〇年間の平均一ヶ年の消費量二一・八五クローア封度、一九〇一-一九〇五年間平均一ヶ年二四・二クローア、一九〇六-一九〇八年平均二七・〇八クローア、一九〇九-一九一五年平均二八・七九クローア、と増加を示して居る。</p>	P-pp. 40, 141	<p>While in 1896-97, the hand-looms consumed 20.2 crores of pounds of yarn out of the total (including imports) of 47.34 crores available in the country the hand-loom consumption of yarn has been rising from an annual average of 21.85 crores of lbs. in the five-year period 1896-1900, to 24.2 crores in 1901-05, to 27.08 crores in 1906-10, and to 28.79 crores in 1911-15.</p>	<p>1896-1897年に、輸入品も含めインド国内で利用可能であった糸は4億7340万ポンドであった。その内、手織りは2億200万ポンドの糸を消費している。……手織り業による糸の消費は、1896-1900年における年あたり平均2億1850万ポンドから上昇し続け、1901-1905年には2億4000万ポンド、1906-1910年には2億7080万ポンド、1911-1915年には2億8790万ポンドであった。</p>
62	p. 58	<p>併し乍ら手機業者の数は漸次減少を示す。一八九一年に於ける木綿工業従業者は七、三八〇、二七八人、この内都市に在る者一、六六八、八九五人、又工場労働者は一二〇、〇〇〇人と見積らるるが故に、その大部分は村落居住者であった。一九〇一年には織布者の人数は一八九一年に對し一〇%方減少した。更に一九〇一年の木綿工業従業人口は一八九〇一に對し六・一%方減少し殊にベンゴール並にビハル及オリッサに於ける織布業者人口は二三%に上る減少を示した。マドラス州に就て見るに木綿織布業者人口は一八七一年に三七六、五六一人、一八八一年には三六〇、〇〇〇人余、一八九一年に三五五、一一二人、一九〇一年に三八三、一三二人、一九一一年に三六八、五〇九人、即ちこの四十年間に於て、大体停滞的であるが、一九二一年には三〇四、〇〇〇人に下つたという。</p>	P-pp. 137-140	<p>The main body consisted of spinners or weavers, who, with the factory hands, estimated at 120,000, reach a total of 7,380,278. In 1901 cotton weavers showed a decline of 10%. As compared with 1901, Sir Edward Gait points out that there has been a decrease in 1911 of 6.1% in the numbers supported by textile industries there was a serious decline since 1901, the actual decrease in the numbers of those who subsist by the produce of their looms in Bengal, Bihar and Orissa being about 23%. On a careful analysis of the Madras census figures from 1871, he comes to the following conclusion: "It is clear that in 1871 there were 376,561 weavers the number of weavers in 1881 was slightly over 360,000. In 1891 the weavers are returned as 365,112, and in 1901 as 383,132. we obtain that the number of hand weavers in 1911 as 368,509. the figure for 1921 deduced from that showing the population supported by the industry is rather less than 304,000.</p>	<p>12万人とみられる工場労働者を含め、紡績・織布工の総数は738万278人に達した。……1901年において、綿織布工数は10%減少し……その1901年と比較してゲイト卿は1911年の綿布工業従事者数が6.1%減少していると指摘した。……1901年から深刻な衰退がはじまり、ベンガル・ビハル・オリッサにおける手機織工の実際の減少率は約23%であった。……1871年からのマドラス人口調査の統計値を対象にした、丁寧な分析がなされ、そこでは次のような結論に至っている。それは「1871年に、織工は376,651人であり、……1881年には360,000人強、……1891年には365,112人、1901年383,132人に回復した。……1911年の手織り工の数は368,509人である。……1921年における手織り工の数は綿織物工業により生計を立てている人口から推定して、304,000人をやや下回っている。」</p>

第 4 節					
63	p. 67	<p>印度国民運動の中心勢力をなす国民会議派は1885年に組織せられた。曰く、地税は高くして農民を貧困化し、地稅政策は飢饉を頻発し、鐵道の運賃は高くその経営は不良であり、印度の綿糸布生産者は自由貿易制度の下にランカシャーの犠牲とせられ、印度自ら飢うるに拘らずその穀物は輸出せられ、政府は印度資源の開発を怠り、輸出超過額の流出は印度を衰微せしむるものであり、印度の抑圧者たる英国政府は印度より財政的貢獻を搾取する、云々。</p>	Kn-pp. 319-320	<p>The Indian National Congress was formed in 1885, and an attack was launched on England's economic policy in India. It was asserted that the land revenue demands were too high, and crushed the people, that the land revenue policy had caused the famines, that the railway retes and fare were not cheap enough, and were badly managed, that Indian cotton producers were sacrificed to Lancashire under the free trade system, that wheat was exported when India was starving, and that the Government had neglected to develop Indian resources and that the drain of the excess of exports over imports was ruining India, and was a tribute levied by India's oppressor-Great Britain-</p>	<p>インド国民会議は1885年に結成され、イギリスによるインド經濟政策について次のような主張によって攻撃を始めた。地代は高く住民の暮らしを壊し、地代政策によって飢饉が起っている。そして、鐵道運賃は十分に廉価であるとは言えず、経営は不良だ。また、自由貿易制のもとインド綿工業・生産者はランカシャーの犠牲となつてゐる。小麦はインドが飢饉でも輸出され、インド政府はインドの資源開発を眼中に入れず、輸出超過の流出・吸収によりインドは荒廢していき、インドの抑圧者であるイギリスによってインドは貢物〔本国費〕の義務を課されてゐる。</p>
64	p. 68	<p>後、一九〇五年即ちカーゾン卿總督の下に稍々積極的な工業奨励政策の取られんとしたる頃にスワデン運動を開始してその攻撃力を強大にし</p>	R-p. 154	<p>In spite of these drawbacks the cotton industry received a great and extraordinary stimulus by the Boycott and Swadeshi movements started by the Indian Nationalists in 1905 as a protest against the administration of Lord Curzon</p>	<p>〔日本との競争など〕阻害要因があるにもかかわらず、カーゾン卿の統治への反抗として1905年に起こったインド民族主義者たちのボイコットとスワデン運動によって、尋常ではない刺激を綿工業は受けた。</p>

註) 参考文献ページのAはV. Anstey, *The Economic Development of India* (London, Longmans, Green and Co., 1929), GはD. R. Gadgil, *The Industrial Evolution of India in Recent Times* (London, Bombay, Calcutta, Madras, Oxford University Press, 1924), KaはV. G. Kale, *Introduction to the Study of Indian Economics* (Poona, Aryashushan Press, 1922), KnはL. C. A. Knowles, *The Economic Development of the British Overseas Empire* (London, George Routledge & Sons, Ltd., 1924), NはNarain, B., *Source book for the Indian Economic Problems* (Punjab, The Panjab Printing Works, 1922), pp. 168-170, PはP. P. Pillai, *Economic Conditions in India* (London, George Routledge and Sons Ltd., 1925), RはL. Rai, *England's Debt to India A Historical Narrative of Britain's Fiscal Policy in India* (New York, B. W. Huebsch, 1917), TはP. J. Thomas, *Mercantilism and the East India Trade*, (London, P. S. King & Son, 1926) を表している。また、A, G, Knの3文献には訳書が出ており、それは、アンステイ著、末高誠訳『印度經濟の研究』(有光社, 1941年)、ガドギル著、鈴木正四訳『近世インド産業発達史』(慶応書房, 1942年)、ノールズ著、前橋正二訳『イギリス植民地經濟史』第2巻(栗田書店, 1949年)の3文献である。筆者はこれらの訳も、参考にしてゐる。

註

- 1) 矢内原忠雄の生涯については、帝大辞職の直前までであるが、矢内原伊作『矢内原忠雄伝』(みすず書房, 1998(平成10)年)が詳しい。また『矢内原忠雄全集』(以下『全集』と略す)第29巻(岩波書店, 1965(昭和40)年)674~846頁に生涯の詳細な年表が掲載されている。
直近のものでは、関口安義「評伝 矢内原忠雄」(1)~(7)『都留文化大学研究紀要』75~81号(都留文科大学, 2012~2015年)が未完であり、今のところ1927(昭和2)年の台湾調査旅行までを描いた矢内原忠雄の伝記となっている。
- 2) 若林正丈編『矢内原忠雄「帝国主義下の台湾」精説』(岩波書店, 2001年)340頁。
- 3) 拙稿「矢内原忠雄のインド金融論における史料運用方法の分析——日本における地域研究の成立期の在り方について」『社会システム研究』第28号(立命館大学社会システム研究所, 2014年)。
- 4) 矢内原忠雄に関する研究史については岡崎滋樹「矢内原忠雄研究の系譜：戦後日本における言説」『社会システム研究』第24号(立命館大学社会システム研究所, 2012年)を参考にするとよい。
- 5) スーザン・タウンSEND「矢内原忠雄と大英帝国—植民地改革のモデルとして」都築忠七, ゴードン・ダニエルズ, 草光俊雄編『日英交流史1600-2000 5 社会・文化』(東京大学出版会, 2001年), は矢内原のインド研究を概観しているが、史料批判についても紹介にとどまっている。他に片岡俊郎「インド金為替本位制度(1893~1913年)に対する矢内原忠雄氏と新庄博氏の見解：『帝国主義下の印度』と『広域経済と貨幣制度』」『福山大学経済学論集』10巻1・2合併号(福山大学経済学研究会, 1986年)181~203頁などが矢内原のインド論をとりあつた。しかし、いずれも概観や紹介といったレベルにとどまっている。
- 6) 岡倉古志郎「インド民族資本の基本的性格」総合インド研究室『印度の資源と工業』(総合インド

研究室, 1943年), 5頁。この論文は、矢内原が主張したインド産業の状態・構図を最初に紹介し、インド民族資本の性質と発展という観点からその構図を再検討したものである。

- 7) 戦後、山口博一により日本のインド・南アジア研究が振りかえられた時、矢内原のインド研究について古典的著述の1つであり、「今日〔1969年〕でもある程度の意味」を持つと評された。その後、1991年には矢内原のインド論は、戦後における南アジア地域研究の経済面に継承されていると指摘されている。加えて、政治・社会的分野、特にインド民族運動の位置づけについて、矢内原の研究が一定のフレームワークになり、南アジア地域研究に影響を与えているとも評されている。山口博一「インド、パキスタン」『アジア経済』第10巻大6, 7号(アジア経済研究所, 1969年), 157頁。佐藤宏編『南アジア 経済』地域研究シリーズ第7巻(アジア経済研究所, 1991年), 10~11頁。佐藤宏編『南アジア 政治・社会』地域研究シリーズ第8巻(アジア経済研究所, 1991年)。
- 8) 岡崎滋樹, 前掲「矢内原忠雄研究の系譜: 戦後日本における言説」, 254頁。
- 9) 矢内原忠雄「印度工業と植民政策」『国家学会雑誌』第44巻10号(国家学会, 1930年), 68頁。
- 10) 矢内原忠雄が使っていた文献・ノート類が、息子の勝氏により琉球大学に寄贈された。それが矢内原忠雄文庫である。その史料群は画像化しインターネット上で閲覧できるようになっている。

矢内原忠雄文庫 <<http://manwe.lib.u-ryukyu.ac.jp/yanaihara/index.php>> 2015年6月20日閲覧。

- 11) 『研究ノート: India [Paper Currency]』は、以前の筆者による矢内原の金融論分析でも使われていたものだ。筆者はインターネットではなく、琉球大学へ赴き調査した。このノートには日付が記されておらず、いつ書かれたものかはわからないが、英語で人名とインド経済についてのメモ・頁数が書かれている。矢内原論文の記述・ノートの内容・矢内原のインド金融論で註として挙げられている文献の内容、これらが一致していることから、矢内原がインドに関する論文を書く際の準備ノートであったと筆者は推定した。そして、今回も同様の方法で調査し、『研究ノート』の後半がインド工業論であるだろうことがわかった。

『研究ノート』自体には頁数が記されていないので、便宜的にインターネット上の矢内原忠雄文庫におけるノート見開き1頁の画像、この画像に付けられている頁数で表していく。

『研究ノート』は全55頁であり、1~32頁までがインド金融論、33頁~55頁までがインド工業論について書かれている部分だ。ただ、ここに書かれているものが全てそのまま論文に採用されているわけではなく、また、こういったノート類が他には無かったと確定できない。そのため過信することはできないが、今現在、確認できる史料のなかでこの『研究ノート』はインド論の形成過程を知るための大きな手掛かりである。

矢内原忠雄『研究ノート: India [Paper Currency]』<<http://manwe.lib.u-ryukyu.ac.jp/yanaihara/imagedata/507/LDF/B014-442000000.lfd>>, 2015年6月3日閲覧。

- 12) 重商主義時代は約2頁しかなく、図に示した場合に細かくなりすぎるため、頁数の比率より大きく書いている。
- 13) L. Rai, *England's Debt to India A Historical Narrative of Britain's Fiscal Policy in India* (New York, B. W. Huebsch, 1917).
- 14) L. C. A. Knowles, *The Economic Development of the British Overseas Empire* (London, George Routledge&Sons, Ltd., 1924).
- 15) D. R. Gadgil, *The Industrial Evolution of India in Recent Times* (London, Bombay, Calcutta, Madras, Oxford University Press, 1924).
- 16) P. P. Pillai, *Economic Conditions in India* (London, George Routledge and Sons Ltd., 1925).
- 17) V. Anstey, *The Economic Development of India* (London, Longmans, Green and Co., 1929).
- 18) 矢内原忠雄「世界経済発展史としての植民史」『山崎教授還暦祝賀記念 経済学研究』第1巻, 経済編(日本評論社, 1929年)。
- 19) 矢内原忠雄, 前掲「印度工業と植民政策」, 33頁。
- 20) 第一節は原論文において20頁であることは先に述べた。そこで矢内原が付した註は、13個ある。そ

の内の約半分、6個の註が「重商主義時代」の2頁に集中している。

ちなみに、本論文の中で矢内原が註を付しているという筆者からの断りがない場合、「印度工業と植民政策」内で出典が明らかにされていない部分である。

- 21) 矢内原忠雄、前掲「印度工業と植民政策」34～35頁。
 22) 東インド会社の投資 (investment) 制度については松本睦樹「ベンガルにおける Agency House の形成—イギリス系私的資本の形成過程と東インド会社, 1757-1800—」『経済学論叢』32巻3・4号 (同志社大学経済学会, 1983年), 166～167頁に簡単な説明がまとめられている。また、ピライが引用した C. J. ハミルトン『イギリス・インド間の貿易関係』では、投資制度について次のような説明がある。

原材料を買うための前金を織工に渡し、その作った布を東インド会社に供給する契約を結ぶためゴマスターという代理人を東インド会社は雇っていた。織工はほとんど資本を持っておらず、原材料を得るため、また、仕事が完了するまで生き延びるために前金を受け取らざるを得なかった。前金を受け取れば、職人は布の大量供給を契約することになる。東インド会社は織工の仕事の進捗具合を監視し、他の商人に売られてしまうことを防ぐために使用人を配置する。当然ながら、これは使用人の職権濫用に繋がることになった。市場価格よりも低い値段をつけられることを強制的に認めさせられる、これが織工たちのよくある不満だった。

C. J. Hamilton, *The Trade Relations between England and India 1600-1896* (Calcutta, Thacker, Spink, 1916) pp.73-75.

- 23) 矢内原忠雄、前掲「印度工業と植民政策」, 34頁。
 24) 同上, 35頁。

表1の4番が、重商主義時代の小括にあたる場所である。④文献14～18頁にも東インド会社による搾取について言及されているが、①についてのメモが残されている『研究ノート』41頁に「(本原的蓄積) 印度 capital の喪失 (p.50)」と書いてあることから、①の50頁を出典元と判断した。

矢内原忠雄、前掲『研究ノート: India [Paper Currency]』41頁、http://manwe.lib.u-ryukyuu.ac.jp/yanaihara/details.php?bid=507&image_id=41¤t_id=41&flag=1, 2015年6月3日閲覧。

- 25) 矢内原忠雄、前掲「印度工業と植民政策」36～39頁。
 26) 同上, 39～44頁。
 27) 同上, 37～38頁。
 28) 今のところナランについてのまとまった情報は筆者の手元にない。しかし、かつて東京大学東洋文化研究所に客員外国人研究員として在籍していた、インド国民運動・インド農村史を専門にする、ジャワラルハール・ネルー大学教授ムリドゥラー・ムカージ教授がその著書でナランについて語っている。ムカージは当時の新聞「*The Tribune*」からナランの情報を取り出し次のようにまとめた。

B. ナラン (Brij Narain) はラホールのサタナダルマ大学の経済学部の教授である。インド経済問題一般も取り扱ったが、パンジャブの農業問題を専門としていた。現地の日刊紙で小作人の貧困を訴えるなど、社会活動にも従事している。民族主義者・社会主義者であったが、共産主義・社会主義団体には所属せず、それでも、小作人のなかの共産主義団体にはすすんで援助した。1947年、ラホールで起きた暴動の鎮静を試みた際、その騒動の中で殺されている。

これは『インドの非暴力革命における小作人』という小作人について扱った文献の中の記述なので、小作人・農村問題に偏った紹介をされているかもしれない。しかし、『インド経済問題研究資料集』にもナランはサタナダルマ大学経済学教授と書かれており、同一人物であることは確かだろう。ムカージの説明は、矢内原が参考にしており B. ナランの一面を確かに物語るものと思われる。

M. Mukherjee, *Peasants in India's Non-Violent Revolution Practice and Theory* (New Delhi, Sage Publications India Pvt Ltd, 2004), pp.112-113.

- 29) 矢内原忠雄、前掲「印度工業と植民政策」, 36, 39頁。
 30) ナラン文献の156～159頁には具体的な税率推移が簡単にまとめられているが、矢内原論文に書かれ

ている数値と全面的には一致していない。また『研究ノート』38頁は、①の141～155頁に書かれている1853～1916年までの関税推移についてメモされており、その中に「Lancashireの要求」と下線付きの強調されたメモが残っている。ただ、ナラン文献の155～169頁が、①と並列してメモされており、「Manchesterの利益」等のメモが残されている。2つの文献を参考にしていただろう。

- 31) 矢内原忠雄，前掲「印度工業と植民政策」，43頁。

矢内原論文内では関税政策による貿易構造の変化，イギリスに関係する工業の成長，外国貿易偏重の鉄道政策という順に論が進められていくが，それぞれ大体3頁半，4頁，半頁と鉄道政策のみ極端に短い。そのため，本稿ではイギリスの政策として，まとめて示している。

また，表1の5にP.J. Thomas, *Mercantilism and the East India Trade*, (London, P. S. King & Son, 1926)からの引用がある。この文献を矢内原は註に挙げてはいるが，そこには頁数が書かれていない。内容も18世紀までが主な対象のため，矢内原論文とのつながりは薄い。

- 32) 矢内原忠雄，前掲「印度工業と植民政策」，37頁。

- 33) V. G. Kale, *Introduction to the Study of Indian Economics* (Poona, Aryashushan Press, 1922), p. 228.

V. G. ケール (Vaman Govind Kale) は1876年生まれのインドの経済学者である。インド・ブネーのファーガソン大学に学び，1919年から5年間，ボンベイ大学で研究員を務めた。そしてファーガソン大学で歴史学と経済学の教授となった。Francis Law ed., *The Indian Year Book 1943-44 A Statistical and Historical Annual of The Indian Empire, with an Explanation of the Principal Topic of the Day*, (Bennett Coleman & Co., LTD., p.n.), p. 1038.

- 34) Rai, *op. cit.*, p. 135.

ケールとライが引用し，更に矢内原が引用した表は，東洋貿易に従事する私的なイギリス商会の機関である東インド・中国協会，その設立者であるイギリス商人G. G. ラーベントが提出したものである。彼は委員会でイギリス・インド間の綿製品貿易にかかる不平等な関税を両国間で均一にするべきと主張しており，その際にこの表が提出されている。*Report from the Select Committee on East India Produce; together with the minutes of evidence, an appendix, and index.*, 1840, p. 164, Appendix, No. 22.

G. G. ラーベントについては牧野博「インドにおける初期鉄道投資 (1) —ダニエル・ソーナーの研究を中心として—」『経済学論叢』26巻5・6号 (同志社大学経済学会, 1978年), 142頁で紹介されている。

- 35) 19世紀におけるインド・イギリス間の貿易構造について，⑤の330頁に「よく知られたこと」と書かれてある。①ライ文献132頁には綿工業について，1830年にはインドが原料供給地となっていったということが書かれてあり，⑤の332頁には19世紀中の出来事として一次産品の輸出国化を挙げ，そして，それがイギリスの自由主義政策を原因とする議論をアンステイは肯定している。

- 36) 矢内原忠雄，前掲「印度工業と植民政策」，39頁。

- 37) 同上，43頁。

- 38) 同上，39～43頁。

- 39) 同上，44頁。

- 40) ⑤文献の第9章「産業と産業政策」210～221頁には，矢内原・④文献の記述とほぼ同じまとめ方で，イギリスによる産業政策の変遷がまとめられている。しかし，“key industry”という言葉やハーディング総督の公文が抜けているなど④文献より矢内原の記述と一致する個所が少ないことから，ここでは④文献を「引用」していると判断した。ちなみに⑤の216頁脚注で④が出典の1つとして挙げられている。

Anstey, *op. cit.*, pp. 210-220.

- 41) 矢内原忠雄，前掲「印度工業と植民政策」，48～49頁。

- 42) 同上，52頁。

- 43) 同上, 52~53頁。
- 44) 同上, 54頁。
- 45) 矢内原忠雄, 前掲「印度工業と植民政策」, 55~56頁。
- 46) 同上56~57頁。
- 47) Pillai, *op. cit.*, p. 185.
『研究ノート』49頁に④文献の185頁を“exotic origin of European control of large-scale industry”と下線付きでメモしてあり, そのため, ここが引用元と判断した。
- 48) 矢内原忠雄, 前掲『研究ノート』, 48頁。〈http://manwe.lib.u-ryukyu.ac.jp/yanaihara/details.php?bid=507&image_id=48¤t_id=48&flag=1〉2015年6月20日閲覧。
- 49) 矢内原忠雄, 前掲「印度工業と植民政策」, 62頁。
- 50) 同上, 63~64頁。
- 51) 同上, 65~66頁。
- 52) 同上, 65~66頁。
- 53) 同上, 67~68頁。
- 54) 同上, 68頁。
- 55) 同上, 68~69頁。
- 56) 同上, 71~72頁。
- 57) この論説文に大幅に加筆修正されたものが、『帝国主義下の印度』の第一章として収録されている。
- 58) 矢内原忠雄『植民及植民政策』（有斐閣, 1926（大正15）年）, 199~203, 554頁。とくにガンジーの“Freedom's Battle”は『植民及植民政策』201頁で引用され, 同じフレーズが「印度工業と植民政策」72頁でも引用されている。
- 59) 矢内原忠雄, 前掲「印度工業と植民政策」, 63頁。
- 60) 桑島昭「インド近代史への視角—ラーラー・ラージパッド・ライの活動に寄せて—」(1)『大阪外国語大学学報』文化編, 37号（大阪外国語大学, 1976年）, 58頁。
- 61) Ray, *op. cit.*, preface, p. i.
- 62) 桑島昭, 前掲「インド近代史への視角—ラーラー・ラージパッド・ライの活動に寄せて—」(1), 58頁。
- 63) 「印度宗教界の重鎮」『中外日報』, 中外日報社, 1915（大正4）年9月21日, 1面。
「亜細亜文明と印度思想」（上）『中外日報』, 中外日報社, 1915（大正4）年11月2日, 1面。
「亜細亜文明と印度思想」（下）『中外日報』, 中外日報社, 1915（大正4）年11月3日, 1面。
- 64) William R. Shepherd, “Review” *Political Science Quarterly*, Vol. 33, No. 2 (Jun., 1918), pp. 290-291.
- 65) 『研究ノート』41頁には, ①ライ文献の56, 57, 65頁について‘Investment’と矢内原は書き残している。その頁に書かれた内容は, 東インド会社の代理人による鞭打ちや代理人に製品を渡す際に市場価格から15~40%引きのお金しかもらえないことなど, 過激で具体的な残酷性を示す内容であった。
- 66) Rai, *op. cit.*, pp. 3-5.
- 67) 矢内原忠雄, 前掲「印度工業と植民政策」, 64頁。
- 68) Preface. 1, 44~45, 48~52, 56~57, 59~60, 65~66, 85, 87~88, 90, 100~102, 125~128, 132, 134, 135, 140~155, 162~168, 174~179, 286~289, 292頁が『研究ノート』にメモされている①の頁数であり, 319~340頁の第15章, 「要約と結論」からのメモはない。
- 69) W. H. Beveridge, “Professor Lilian Knowles (1870-1926)” *Economica* No. 17 (1926), p. 119.
- 70) *Ibid.*, p. 120.
- 71) H. E. Egerton, “The Economic Development of the British Overseas Empire. by L. C. A. Knowles” *The Economic Journal*, Vol. 35, No. 137 (1925), p. 133.
H. F. C., “The Economic Development of the British Overseas Empire. by L. C. A. Knowles”

- Journal of the Royal Statistical Society*, Vol. 89, No. 1 (1926), pp. 160-161.
- 72) Leland Hamilton Jenks, "The Economic Development of the British Overseas Empire by L. C. A. Knowles" *Social Forces* Vol. 4, No. 1 (1925), p. 231.
- 73) 野村兼太郎「外国経済史に関する新刊書（英書）」『三田学会雑誌』第21巻12号（慶應義塾理財学会, 1927年）, 155頁。
- 74) 『植民及植民政策』ではノールズ文献が註に10回挙げられているが、そのうち9回は第2部第1章までの引用であり、インド経済史を扱った第2部第2章からの引用は1回しかない。
- 75) 矢内原忠雄, 前掲「印度工業と植民政策」, 68頁。
- 76) 矢内原忠雄, 前掲『研究ノート』, 51頁。〈http://manwe.lib.u-ryukyu.ac.jp/yanaihara/details.php?bid=507&image_id=51¤t_id=51&flag=1〉 2015年6月20日閲覧。
- 77) D. R. Gadgil, *op. cit.*, preface. v.
- 78) N. B. Ghodke ed., *Encyclopaedic Dictionary of Economics* Vol. 4 (Delhi, Mittal Publications, 1986), p. 501.
- 79) N. B. Ghodke ed., *op. cit.*, p. 502.
- 80) W. H. Moreland "Recent Work in Indian Economic History (1905-1928)" *The Economic History Review*, No. 2 (1929), p. 130.
- 81) *Ibid.*, p. 135.
- 82) W. S. Thatcher "The Industrial Evolution of India. By D. R. Gadgil." *The Economic Journal*, Vol. 36, No. 141 (1926), p. 112.
- 83) *Ibid.*, p. 113.
- 84) Gadgil, *op. cit.*, p. 48.
- 85) *Ibid.*, p. 51.
- 86) 前掲, 矢内原忠雄『研究ノート』, 54頁。〈http://manwe.lib.u-ryukyu.ac.jp/yanaihara/details.php?bid=507&image_id=1&con_dir=¤t_id=54〉 2015年6月20日閲覧。
- 87) J. Krishnamurty "Indian officials in the ILO, 1919-c1947" *Economic & Political Weekly*, Vol. 46, No. 10 (2011), p. 55.
- 88) *Ibid.*, p. 56.
- 89) *Ibid.*, p. 55.
- 90) *Ibid.*, p. 56.
- 91) Pillai, *op. cit.*, preface. p. x.
- 92) *Ibid.*, preface. p. x.
- 93) H. C. G. Matthew and Brian Harrison eds., *Oxford dictionary of national biography: in association with the British Academy: from the earliest times to the year 2000* (Oxford, 2004), Vol. 50, p. 909.
- 94) H. H. Dodwell "Economic Conditions in India. By P. Padmanabha Pillai.", *Bulletin of School of Oriental Studies, University of London*, Vol. 3, No. 4 (1925), p. 807.
- 95) W. S. Thatcher, "Review" *The Economic Journal*, Vol. 35, No. 140 (1925), p. 629.
- 96) H. C. G. Matthew and Brian Harrison eds., *op. cit.*, Vol. 2, p. 275.
- 97) *Ibid.*, pp. 274-275.
- 98) Anstey, *op. cit.*, preface. p. viii.
- 99) *Ibid.*, preface. p. vii.
- 100) B. B. "Review: The Economic Development of India. By Vera Anstey." *Economica*, No. 28 (1930), p. 89.
- 101) Clark Warburton "Review and new books" Vol. 20, No. 3 (1930), p. 489.
- 102) ①～⑤の文献に対して、もう1冊、その性質について述べておきたい文献が『インド経済問題資料

集』（1922年）である。この文献はインド経済に関する政府・委員会の報告書や議事録などの抄録集だ。矢内原が論文内の各所でこれを利用していることは、既に述べた。また、『植民及植民政策』でも利用されており、インドに関する一次史料の情報源として、この文献は長期にわたって使われ続けている。

しかし、この文献は全435頁に65の抄録が掲載されており、1つあたりの平均頁数が短く、著者による取捨選択の余地が大きい。また、「インドの貨幣」といった問題の種類別に12章で構成されており、章の冒頭に問題の歴史的背景を紹介する数頁の著者による解説が付されてある。このように、『インド経済問題資料集』は、抄録の中でも著者の恣意性を反映する要素が色濃く存在する文献であると言えよう。

- 103) Pillai, *op. cit.*, p. 283.
- 104) *Ibid.*, pp. 284-285.
- 105) *Ibid.*, pp. 284-285.
- 106) 矢内原忠雄, 前掲「印度工業と植民政策」, 52頁。
- 107) Pillai, *op. cit.*, p. 328.
- 108) Anstey, *op. cit.*, p. 332.
- 109) 矢内原忠雄, 前掲「印度工業と植民政策」, 33頁。